平成二十六年第一回
大分県議会定例会

予算特別委員会会議記録（第六号）

一、委員会を開催した年月日、時刻及び場所

平成二十六年三月十九日

午前十時二分から

午後三時四分まで

本会議場において

二、出席した委員の氏名

委員長 末宗秀雄
副委員長 藤田正道
阿部英仁
志村学
古手川正治
後藤政義
竹内小代美
土居昌弘
嶋幸一
毛利正徳
油布勝秀
衞藤明和
濱田洋
三浦公
御手洗吉生
桜木博
井上伸史
麻生栄作
田中利明
三浦正臣
守永信幸
原田孝司
小嶋秀行
馬場林
尾島保彦
玉田輝義
深津栄一
首藤隆憲
平岩純子
江藤清志
久原和弘
小野弘利
元吉俊博
荒金信生
佐々木敏夫
戸高賢史
吉岡美智子
河野成司
堤栄三

三、欠席した委員の氏名

酒井喜親
吉冨幸吉

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、出席した県側関係者

財政課長 長谷尾雅通
土木建築部長 畔津義彦
土木建築部審議監 阿部恒之
土木建築部審議監 森本倫弘
土木建築部参事監兼建設政策課長 進秀人
土木建築部参事監兼建築住宅課長 山本恵美子
高速道対策局長 田原雅弘
道路課長 鈴木通仁
土木建築企画課長 甲斐勝美
用地対策課長 田中将章
河川課長 菖蒲明久
砂防課長 村岡馨
港湾課長 渡邉武
都市計画課長 宮崎眞一
公園・生活排水課長 平野芳昭
施設整備課長 永松洋
道路保全整備室長 亀井敏和
公共工事入札監理室長 阿部洋祐
工事検査室長 寺本昇司

公営住宅室長　黒木俊彦
土木建築企画課総務調整監　佐藤文博
建設政策課企画調整監　藤崎裕司
河川課防災調整監　高瀬年生
港湾課ポートセールス推進監　利光浩一

福祉保健部長　平原健史
福祉保健部審議監　河野潔
福祉保健部参事監兼福祉保健企画課長　伊勢強志
医療政策課長　堤健一
健康対策課長　内田勝彦
高齢者福祉課長　池永哲二
こども子育て支援課長　山口正行
障害福祉課長　姫野計志
地域福祉推進室長　後藤素子
監査指導室長　飯田隆次
薬務室長　末松恭一
国保医療室長　高窪修
福祉保健企画課総務企画監　財前文晴
医療政策課地域医療政策監　清末明
健康対策課健康危機管理監　森下昌勅
高齢者福祉課参事　前田耕作
障害福祉課参事　坂本茂

六、付託事件
第一号議案から第一五号議案まで

七、会議に付した事件の件名
1、土木建築部関係予算
2、福祉保健部関係予算
3、分科会の設置及び付託

八、議事の経過

藤田副委員長　ただいまから本日の委員会を開きます。

この際、付託された予算議案を一括議題とし、これより土木建築部関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

土木建築部関係

藤田副委員長　それでは、土木建築部関係予算について、執行部の説明を求めます。

畔津土木建築部長　それでは、第一号議案平成二十六年度大分県一般会計予算のうち、土木建築部関係予算についてご説明いたします。

お手元の土木建築部予算概要に沿いまして説明させていただきます。

まず、一ページをお開き願います。

左側のローマ数字のIの予算のポイントをごらんください。平成二十六年度の県政推進指針を踏まえまして、土木建築部の主な取り組みを戦略ごとにまとめております。

一つ目は、危機管理の強化、防災力・防災機能の強化等としまして、基本方針にありますように、南海トラフ巨大地震などの大規模災害や、近年多発する豪雨災害に備え、防災・減災対策や浸水被害・土砂災害対策、社会インフラの老朽化対策に、ハード・ソフト両面から積極的に取り組み、災害に強い県土づくりを推進してまいります。

このため、災害に強い県土づくりの推進としまして、大規模地震からの被害に備えるため、河川・海岸施設の津波対策や、不特定多数の人が利用する旅館・ホテルなどの特定建築物並びに民間木造住宅等の耐震化を推進するとともに、災害時の救助活動及び復旧時の交通確保のための橋梁の耐震化や道路のり面の崩壊対策等の防災対策を引き続き推進いたします。

また、浸水被害・土砂災害への備えとしての、玉来ダムの早期整備や河川・砂防施設の計画的改修等の減災対策並びにトンネル・橋梁を初めとするさまざまな社会インフラの老朽化対策として、アセットマネジメントを着実に推進してまいります。

二つ目は、恵まれた環境の未来への継承としまして、基本方針にありますように、豊かな水源や、きれいな川・海を将来にわたって守っていくため、

水環境保全のための、生活排水対策の促進を図ってまいります。

　このため、循環を基調とする地域社会の構築としまして、生活排水処理を進めるため、合併処理浄化槽の整備がおくれている地域について、重点的に単独処理浄化槽等からの転換促進や普及啓発活動を強化してまいります。

　三つ目は、ツーリズムの展開としまして、基本方針にありますように、ツーリズムを支援するため、県内を自動車で訪れる観光客が快適に移動できるよう道路環境の整備に取り組みます。

　このため、観光と地域づくりを一体とするツーリズムの推進としまして、国東半島地域のツーリズムを支援する道路環境整備事業を、地域課題対応枠事業として推進してまいります。

　四つ目は、交通ネットワークの充実と地域交通対策の推進としまして、基本方針にありますように、地域間の連携・交流、物流効率化、交通円滑化を図り、地域の発展を支えるため、道路や港湾などの、社会資本整備を推進してまいります。

　このため、広域交通網の整備推進としまして、大分県中長期道路整備計画「おおいたの道構想二一」により、国・県道の整備を、着実に進めてまいります。

　特に、東九州自動車道佐伯―蒲江間につきましては、国の補正で三十五億円の内示がなされ、二十六年度当初予算と合わせ残事業費百四十億円を確保し、また、本区間で最後のトンネルとなっておりました佐伯トンネルも貫通するなど、二十六年度開通に向け整備を加速しているところですが、中九州横断道路、中津日田道路、庄の原佐野線などの広域交通網の整備につきましても、国等に対し、予算確保を積極的に働きかけることで、着実な整備を推進してまいります。

　次に、地域生活交通システムの形成としまして、パーソントリップ調査を踏まえた、大分都市圏の総合的な都市交通計画を策定するとともに、安全・安心な都市空間の形成に向けた通学路の整備や、地域の暮らしを支える街路等の整備を推進してまいります。

　続いて、右横のローマ数字のⅡの事業体系でございます。

　県政推進指針に基づきまして、土木建築部の取り組む主な三十の事業を掲げております。詳細については、一四ページ以降に記載しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

　二ページをお開き願います。

　県予算と比較した土木建築部の一般会計予算を載せております。

　表の区分、上段の①、土木建築部の予算額、計の欄をごらんください。

　二十六年度当初予算額は、八百七十億七百六十一万四千円で、表の右側にあります、二十五年度当初予算額八百四十八億六千二百七十七万三千円と比較いたしますと、二十一億四千四百八十四万一千円の増額となり、比率では二・五％の伸びとなっております。

　下の表に、県予算に占める土木建築部予算の比率を記載しておりますが、二十六年度当初予算額の計の欄にありますとおり、一四・七％となっております。

　続きまして、三ページをごらんください。

　土木建築部予算の総括表ですけども、各課ごとに、公共・単独の区分、さらに財源内訳を一覧表にまとめております。

　表の右の欄をごらんください。二十五年度当初予算額に対する比率を記載しております。

　土木建築部全体の総計は、一番下の計の欄にありますとおり、公共事業で一〇一・一％、単独事業で一〇五・八％、合計で一〇二・五％となっております。

　二十六年度当初予算の主な点でございますが、公共事業につきましては、道路のり面の崩壊・落石対策などの防災対策や、有田川・山国川・花月川などの河川改修並びに玉来ダム整備等、豪雨災害からの着実な復興のための浸水被害対策及び橋梁やトンネル等、県民の安心・安全確保に向けた社会インフラの老朽化対策、また、東九州自動車道や庄の原佐野線など将来発展の基盤となる社会資本整備に重点的に取り組むため、対前年度比一・一%の伸びとなっております。

　また、単独事業につきましても、大規模地震からの被害に備えるため、河川・海岸施設の津波対策や、不特定多数の人が利用する旅館・ホテルなどの特定建築物並びに民間木造住宅の耐震化対策、社会インフラの老朽化対策など県民の安心・安全確保に向けた取り組みをハード・ソフト両面から積極的に取り組むため、対前年度比五・八%の伸びとなっております。

　四ページから一三ページまでは、各ページの下に課名を記載してありますが、各課の予算を目ごとに細分した総括表となります。

　次に、県単独の重点事業及び新規事業を中心に、主な事業をご説明いたします。

　一八ページをお開き願います。

　上から四番目の道路橋梁調査費でございますが、予算額は九千百七十九万五千円を計上しております。

　本事業は補助事業採択に向けた事前調査等を実施するものでございます。

　特に、中津日田道路につきましては、日田市三和から山国町守実間の約八キロメートルにつきまして、環境影響調査のとりまとめや事業効果の整理等、整備計画の策定に要する経費二千六百四十万円を計上しており、二十七年度の国の新規事業採択に向けた準備を加速いたします。

　なお、二十五年度当初予算額と比較しますと、一億八千二百十四万五千円の減額となっておりますが、これまで当該調査費に計上しておりました橋梁・トンネル等の点検に要する経費につきまして、国の補助採択範囲が拡大したことから、次の一九ページ一番下の公共の地域活力基盤交通安全事業費に、事業規模を拡大した上、道路構造物点検として計上したことによるものです。

　点検経費単独では、右下に記載しておりますとおり三億円としており、二十五年度当初予算分と比べて約九一%の伸びとなっております。

　一八ページにお戻り願います。

　一番下の国東半島地域観光サイン調査事業費でございますが、地域課題対応枠事業として、予算額三百二十四万一千円を計上しております。

　本事業は、世界農業遺産認定や、日本風景街道「別府湾岸・国東半島海辺の道」に認定されるなど、観光振興の好機が到来しております国東半島地域のツーリズム支援を行うため、観光サインや道路案内標識の配置を見直し、防護柵の色彩・デザインの統一化等の調査、検討を実施し、観光客が快適に移動できるよう道路環境の整備につなげていくものでございます。

　いま一度一九ページをごらんください。

　先ほど触れました一番下の、公共の地域活力基盤交通安全事業費でございますが、予算額は五十四億二千二百十九万八千円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、十一億一千二十七万八千円の増額、率にして約二六%の伸びとなっております。

　本事業は、先ほどご説明いたしました、橋梁・トンネル等の点検に加えまして、通学路の合同点検により抽出された危険箇所の歩道整備や、緊急輸送道路及び孤立集落対策区間における道路のり面の崩壊・落石対策並びに老朽

化したトンネルや道路施設の補修や修繕を重点的に推進するものでございます。

次に、二六ページをお開き願います。

上から四番目の公共の広域河川改修事業費でございますが、予算額は二十億五千二百六十九万六千円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、四億四千百二十六万一千円の増額、率にして二七・四％の伸びとなっております。

本事業は、梅雨前線豪雨や、台風に伴う洪水による被害を防止・軽減するため、大きな浸水被害が発生した河川において、河道掘削や築堤、護岸等の改修工事を実施するものでございます。平成二十六年度は、一昨年七月の甚大な被害を受け、新たに着手いたしました日田市の有田川や、中津市の山国川の改修事業を推進するほか、過去に大きな浸水被害が発生した、その他の河川につきましても、引き続き改修を進めてまいります。

次に、二七ページをごらんください。

上から三番目の公共の治水ダム建設事業費ですが、予算額は十億八千二百三十五万六千円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、二億五千二百三十五万六千円の増額、率にして三〇・四％の伸びとなっております。

本事業は、平成二年に続き、平成二十四年の梅雨前線豪雨で大きな被害を受けました竹田市中心部の治水安全度を向上させるため玉来ダムを建設するもので、平成二十六年度は、早期の本体着工に向けまして、用地取得を推進するとともに、転流トンネル工及び工事用道路工を進めてまいります。

次に、三一ページをお開き願います。

下から二番目の河川・海岸地震津波対策推進事業費でございますが、おおいた成長枠事業として予算額一億二千百九十四万九千円を計上しております。

本事業は、海岸保全施設や河川管理施設が地震・津波に対して所定の機能を有しているかを確認するため、液状化判定などの耐震調査や津波遡上シミュレーションを実施するものでございます。

対象地域は、津波の到達が早く緊急度の高い佐伯市・津久見市・臼杵市の県南部と大分臨海コンビナート地帯となります。

あわせて、津波防災に関する連絡会を開催することで、ハード・ソフトを組み合わせた効率的かつ効果的な対策の検討を行った後、順次地域の実状に即した対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、三二ページをお開き願います。

下から三番目の港湾施設緊急空洞調査事業でございますが、新規事業として予算額五千三百六十万円を計上しております。

本事業は、県が管理する港湾施設のうち、不特定多数の港湾施設利用者や、一般県民が利用する係留及び臨港交通施設につきまして、目視で確認することができない施設内部の空洞を、電磁波レーダーを用いた方法で位置や規模を特定するため、調査を実施するものです。

空洞の実態を把握することで、港湾施設の老朽化に伴う陥没事故の未然防止に努めるとともに、施設の利用状況に応じた計画的な補修も順次進めてまいります。

続いて、三六ページをお開き願います。

上から五番目の単独の砂防改修事業費でございますが、予算額は三億八千二百万円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、七千二百二十五万一千円の増額、率にして二三・三％の伸びとなっております。

本事業は、補助事業の対象とならない箇所の、土砂災害対策を実施するも

のでございます。二十六年度は、これまでに対策を実施してきました箇所や、二十四年度九州北部豪雨で被災しました、日田市の柚ノ木川や中津市の小豆野川など、十六カ所につきまして、引き続き砂防ダムや除石工などを実施し、再度災害の防止に努めてまいります。

次に、その下二番目の、単独の砂防施設再生事業費及び三七ページの上から五番目の公共の砂防施設緊急改築事業費でございますが、予算額は両事業を合わせ新規事業として二億五千七百万円を計上しております。

両事業は、昨年度実施しました既存砂防施設の緊急点検結果を踏まえ、施設機能の健全性確保のため、土砂災害防止機能が低下した施設に対して、優先順位をつけて補強などの対策を進めるものでございます。

次に、四二ページをお開き願います。

上から四番目の、公共の都市計画街路事業費でございますが、予算額は二十五億六千八十五万八千円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、六億六百五十二万二千円の増額、率にして三一％の伸びとなっております。

本事業は、大分市内の慢性的な交通渋滞の解消と、広域的交通網を確保するため、地域高規格道路・大分中央幹線道路である都市計画道路・庄の原佐野線を整備するものでございます。平成二十六年度は、大分川を渡る橋梁上部工及び本線の改良工事を進めてまいります。

次に、四四ページをお開き願います。

下から四番目の公共の県営都市公園長寿命化対策事業でございますが、新規事業として予算額二億一千一万円を計上しております。

県の管理する都市公園では、開園後二十年以上を経過している公園もあり、老朽化により、安全性確保や機能保全が困難となる施設も多くなっております。本事業は、これらの公園施設の延命化やライフサイクルコストの縮減を目的に作成しました「公園施設長寿命化計画」に基づきまして、更新時期を迎えた施設について、国庫補助事業を活用し、施設の更新を行うものでございます。二十六年度は、老朽化が著しい施設の更新を主に実施いたしますが、大洲総合運動公園の水泳プールにつきましては、開設以来三十三年が経過し、老朽化や利用者の減少等により廃止することとしましたので、プールの撤去を行うとともに、跡地を慢性的な駐車場不足などの解消のため、駐車場及び広場として整備を進めてまいります。

次に、その下二番目の生活排水処理施設整備推進事業でございます。予算額は、三億九千九百三十万九千円ですが、このうち合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助六千万円をおおいた成長枠事業として計上しております。

本事業は、本県の生活排水処理率が全国的にも低いことから、単独処理浄化槽等から、合併処理浄化槽への転換費用について、現在、国、県、市町村あわせて四割を助成しておりますが、これに加え、豊かな水環境創出に向けた取り組みといたしまして、新たに立ち上げる水質保全流域会議で、モデル地域として指定された市町村のうち、生活排水処理率が七〇％を下回る地域に対し、市町村とともに転換費用の上乗せ補助を実施することで、合併処理浄化槽への転換を促進するものでございます。

次に、四七ページをごらんください。

上から二番目の住宅耐震化・リフォーム支援事業費でございますが、新規事業として予算額九千四百六十五万五千円を計上しております。

本事業は、平成二十五年度まで実施しておりました木造住宅耐震化促進事業とおおいた安心住まい改修事業の趣旨を引き継ぎ、事業内容を統合・拡充

し、新規に立ち上げたものでございます。

　木造戸建て住宅の耐震改修工事への補助につきましては、補助率と補助上限額を拡大し、さらに補強設計を新たに補助対象とすることで、耐震化を促進してまいります。

　また、高齢者や子育て世帯が行う住宅改修工事への補助につきましては、収入要件から所得要件への要件緩和と補助率の引き上げに加え、旧事業では対象とならなかった省エネ改修工事や宅内配管設備工事を補助の対象とすることで、より一層の住宅の安全確保や居住環境の向上を図ってまいります。

　その下の特定建築物耐震化促進事業でございますが、新規事業として予算額四千三百十六万二千円を計上しております。

　本事業は、今年の五月に耐震改修促進法が改正されたことにより、不特定多数の人が利用しますホテル・旅館、病院、店舗などの建築物に対し、平成二十七年末までに耐震診断の結果の報告が義務づけられたことから、こうした特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び補強設計の費用助成を行い、耐震化を促進するものでございます。

　補助対象となります施設は、診断が二十三施設、補強設計が三施設で、補助率は、耐震診断の補助につきましては国・県・市町村の負担が費用総額の六分の五、補強設計につきましては費用総額の三分の二となります。

　補強設計につきましては、中小企業かつ災害時の被災者受け入れ協定を締結したホテル・旅館に限定して補助を行います。

　なお、耐震改修費用に対する助成につきましては、今後の耐震診断・補強設計の進捗状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

　次に、四九ページをお開き願います。

　一番上の県有建築物防災対策推進事業費ですが、予算額は二十二億七千四百七十六万四千円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、十六億八千五百四十八万九千円の増額、率にして二八六％の伸びとなっております。

　本事業は、昭和五十六年以前に建設された県有建築物で、防災上、重要な施設の耐震調査及び補強工事等を行うものですが、二十六年度は災害時の復旧活動の拠点となる県庁舎本館行政棟の耐震改修を、二十七年の完成を目指して進めるとともに、あわせて新館受変電設備の移設工事を実施いたします。

　また、あわせて、地方庁舎等の非常用発電機の更新等、建築設備の防災強化対策も引き続き進めてまいります。

　次に、五一ページをお開き願います。

　公共の国直轄高速道路事業負担金ですが、予算額は十五億二千二百五十万円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、五億七百五十万円の減額となっておりますが、先に議決いただきました、二十五年度三月補正予算と二十六年度当初予算を合わせた十三か月予算としましては、二十六年度供用開始を実現するために必要と想定されます国の事業費百四十億円を確保するために必要な負担金額となっております。

　以上が、一般会計の予算の概要となります。

　引き続き、特別会計について、ご説明いたします。

　五二ページをお開き願います。

　土木建築部が所管・関係いたします三つの特別会計を、表にまとめております。

　一番目の大分県公債管理特別会計でございますが、土木建築部関係分として、新たに二億三百三十二万七千円を計上しております。

　二番目の臨海工業地帯建設事業特別会計でございますが、予算額は十四億

一千六十一万円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、十三億五千二百八万円の増額となっております。

三番目の港湾施設整備事業特別会計でございますが、予算額は十七億六千六十九万九千円を計上しております。二十五年度当初予算額と比較しますと、三千二百四十六万六千円の減額となっております。

内訳につきましては、五三ページをごらんください。

まず大分県公債管理特別会計の内訳につきましては、道路整備事業に係る地方負担の軽減のため、国から無利子で貸し付けを受けました地方道路整備臨時貸付金の償還に要する経費となります。

五四ページをお開き願います。臨海工業地帯建設事業特別会計の内訳につきましては、六号地の維持管理や、起債元利償還金などに要する経費となります。

五五ページをごらんください。

港湾施設整備事業特別会計の内訳につきましては、大分港・大在コンテナターミナルを初めとした、港湾施設の管理運営費や、上屋などの港湾施設の維持修繕費並びに起債元利償還金などに要する経費でございます。また、次の五六ページにありますとおり、津久見港ほか三港の埠頭用地の造成等に要する経費となります。

土木建築部関係の予算説明は以上でございます。

実施に当たりましては、予算の効果的・効率的な運用に留意し、早期発注に努めるとともに、事業のさらなる選択と集中を図り、安心・活力・発展の県土づくりを推進してまいります。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田副委員長　以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が七名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行にご協力をよろしくお願いします。

それでは、順次指名してまいります。

土居委員　私からは三点お伺いします。

まず初めに、道路改良事業費、概要の二一ページですけれども、大分から国道四四二号に行きまして、大分川ダム建設予定地のところまでは整備できておりますが、それから先、朝地の温見間が整備できておりませんが、今年度、地元の期成会も立ち上がりました。これを受けて、今後の取り組みについてお伺いします。

それから、一般県道の六九〇号です。大分から二一〇号、由布のほうに向かいまして、挾間の支所のところから左に曲がって、谷小学校のところから野津原の太田間、これはなかなか整備が進んでいないように思われます。この道は竹田市民にとりましては、大分大学医学部の病院からドクターカーが来る際には、一番最短距離で命の道とも考えられますが、ここの整備の計画についてお伺いします。

二番目に、治水ダムの建設事業費です。概要の二七ページです。玉来ダムの早期完成に向けた来年度の取り組みについて、少々また詳しく教えてください。

それから、竹田ダム事務所の職員の体制についてお伺いします。

三番目に、砂防施設再生事業費です。概要の三六ページ。この事業の内容と具体的な箇所がわかれば教えてください。

鈴木道路課長　委員から道路改築に

ついて二点ご質問がありました。国道四四二号と県道湛水挾間線の整備についてお答えいたします。

まず、国道四四二号についてでございますが、大分市の下詰から今市間の幅員狭小線形不良区間を解消するために、平成十二年度から、ご存じのとおり野津原バイパス四・二キロメートルを整備中でございます。昨年度末までに終点側の一部区間を除きます三・八キロメートルを部分供用しておりまして、さらに今年度末には〇・二キロメートルを供用する予定でございます。残り〇・二キロメートルの未供用区間には、未取得用地が三筆ございまして、交渉が難航している状態でございます。その先、今市から温見間につきましては、未改良ではあるものの交通量が非常に少ないこと、それと、並行する県道久住高原野津原線が整備されていること、また、地形が非常に急峻で事業費が大きいこと、さらに地すべり防止区域での対策に係る技術的な課題もあることなどから、今すぐに全線で事業に着手できる状況にはございません。まずは現在事業中の野津原バイパスの全線供用に向け事業を推進いたしまして、その供用見通しが立った段階で、地すべり防止区域の対策検討に必要な調査に着手いたしまして、野津原バイパス終点側、いわゆる大分市側からすぐ近くにある集落、石合地区の沿道集落までの区間につきましては、地元の意見を聞きながら、整備のあり方について検討してまいりたいと、このように考えております。

また、二点目、県道六九〇号湛水挾間線の整備について、ご質問がありました。

県道湛水挾間線では、平成十一年度から平成二十二年度にかけて野津原の太田工区、延長千二十メートル間及び県道久住高原野津原線との交差点部、上詰工区、延長二百メートルの改良事業を実施したところでございます。現在、二車線改良の改良率は、全線に対して四八・七％の状況でありますが、二車線はないものの、一定程度の改良ができている改良率といたしましては、これを加えますと全線の九六・三％の整備状況となっております。

未改良区間の整備につきましては、路線の交通の状況、地元からの要望の状況、あるいは合意形成の状況を勘案しつつ、その整備手法も含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

菖蒲河川課長　それでは、玉来ダムの早期完成に向けた来年度の取り組みとダム事務所の体制についてお答えをいたします。

ご案内のとおり、昨年末に玉来ダム対策協議会との間におきまして損失補償基準の妥結調印を行い、この一月中旬から用地交渉を開始いたしておりますけれども、これまでに転流トンネル工の用地を取得できましたことから、このほどダム工事の第一段階となります転流トンネル工事の公告を行ったところでございます。第二回定例会におきまして、工事請負契約の締結についてご承認をお願いする予定としております。

来年度の取り組みですけれども、先ほども部長からご説明を申し上げましたとおり、早期の本体着工に向けまして、施設設計並びに用地の取得を推進いたしますとともに、準備工となります転流トンネル工、そして工事用道路工、こういったものを進めてまいりたいと考えております。

次に、来年度のダム事務所の体制でございますが、玉来ダムの建設工事が本格化するということでございまして、事務所名を竹田ダム建設事務所から玉来ダム建設事務所に改称いたしますとともに、建設課を建設第一班及び第二班の二班体制に強化をいたします。今、

まさにダム本体着工に向けた大きな節目の時期と考えておりますので、その準備作業をさらに加速してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村岡砂防課長　砂防施設再生事業費の事業の内容と具体的な箇所についてお答えします。

砂防施設再生事業は、砂防ダムや急傾斜地崩壊防止施設など、既存の砂防施設が老朽化などにより土砂災害防止機能が低下した場合において、単なる修繕ではなくて、補強等による改築などを行うものでございます。

この事業は、砂防ダムの基礎部の洗掘がされたところをコンクリート等で防止したり、それから、クラックが発生しているところは補強したり、それから、急傾斜の工事では、のり面の損傷があるところは、のり面吹きつけや擁壁の補強など、施設の機能向上を図る事業となっております。

事業の実施に当たりましては、既存事業が国の事業によって整備された箇所におきましては、交付金事業であります砂防施設緊急改築事業で整備することとしておりますが、国の補助事業などの採択によらない県単独事業で整備された箇所におきましては、本事業である砂防施設再生事業によって整備することとしております。

本事業の予定箇所におきましては、平成二十五年度上半期に実施しました施設点検の結果を踏まえて、日田市の第二熊尾川の砂防ダムなど四カ所で行うことを予定しております。

以上です。

土居委員　一点だけ。六九〇号ですけれども、四一二号でしたか、久住線に交わるところ、改良が済みました。多分、ここは危険性もありましたし、交通量があると見込まれているから改良したんではないかなと思っておりますので、未改良の区間に関しましては改良できるように、地元の皆さんと話を進めていっていただければなと思います。要望しておきます。

戸高委員　私のほうから二点ほどお聞きしたいと思います。

まず最初に、予算概要一四ページの公共用地先行取得事業費、十億円計上されておりますけれども、これはどういった事業を想定しているのかということと、また、その事業それぞれが事業費はどうなっているのか、事業費についてお聞きしたいと思います。また、過去三年間の実績というものをお知らせいただければと思います。

二点目に、二月四日に東九州自動車道の工事予定地で、土地収用法に基づいて行政代執行が四十年ぶりに行われたということでありますけれども、ここ三年間の収用委員会の開催状況と、今後、この行政代執行が懸念される事業が、懸案というか、そういうのがあるのかどうかということもお尋ねさせていただきます。

田中用地対策課長　お尋ねの二点について、まず、公共用地先行取得事業についてお答えいたします。

公共用地先行取得事業は、大分県土地開発公社へ当該事業費を貸し付け、その貸付金を利用して公共事業用地を先行取得いたしまして、後年度の事業予算で用地を引き受けることにより、会計年度、事業予算に縛られることなく計画的かつ効率的に用地を取得するもので、それによりまして早期に工事着工、発注等が可能になることによりまして、公共事業を円滑に進めることを目的といたしております。

事業といたしましては、県が実施する道路、河川、都市計画道路事業等の公共事業に係る用地取得費を対象といたしております。過去三年間の実績は、平成二十三、二十五年度の実績はございません。平成二十四年度は、大分市の都市計画街路、庄の原佐野線におい

て、約一億四千万円の用地取得の実績となっております。公共事業費の減少傾向によりまして、最近は利用実績も減少傾向にございますが、今後も県下各地の公共事業におきまして、緊急に用地取得が必要となった場合に機動的に対応するため、当該予算額をお願いするものでございます。

　続きまして、収用委員会の開催状況及び今後の行政代執行につきましてお答え申し上げます。

　収用委員会は、原則、毎月一回定例会を開催いたしておりまして、案件が多い場合等、必要があれば臨時会を開催いたしております。最近三年間の開催状況でございますが、平成二十三年度は十三回、平成二十四年度は十二回を開催しております。平成二十五年度は、三月をまだ残しておりますけれども、十三回の予定でございます。

　行政代執行は、収用委員会の採決の中で示された義務を、土地所有者等が期限までに履行しない場合に、起業者からの代執行請求に基づき、代執行庁である県が戒告等の督促の手続を行ってもその義務が履行されない場合に、やむを得ず実行されるものでございます。

　通常は、収用採決の前後に任意契約が成立するか、採決が出ても、それに従い土地所有者等が期限までに義務を履行し、代執行に至らないのが大部分、ほとんどでございます。今回の事案のように、新たに収用予定地に物件を設置し、期限までに移転義務を果たさず代執行を妨害したケースは、恐らく全国的に見てもまれなものであると思われます。

　現時点において、大分県収用委員会では、受理している収用採決申請事案はありません。したがって、今のところ、新たに行政代執行に至る懸念のある案件はございません。

　以上でございます。〔「関連」と言う者あり〕

藤田副委員長　関連、認めます。

尾島委員　ちょっと今、行政代執行の話が出ましたんで、関連質疑をさせていただきます。

　今、収用予定地に構造物を建造して、最後まで引き渡しを拒んだために、やむなく行政代執行という手続をとられたという説明だったと思うんですが、事後の手続ですね、行政代執行ですから、当然、県がその費用を肩がわりしたわけで、この回収作業といいますか、回収手続が必要だろうと思います。で、現状に鑑みれば、相手の方がこの請求に応じるということは到底考えられませんので、場合によっては裁判等になるんではないかと思いますが、そういった今後の手続、見解、見通しについて、ご答弁をいただきたいと思います。

　以上です。

田中用地対策課長　お尋ねの代執行に要した費用の回収につきましてでございますが、ただいま、いわゆる移転にかかわった直接の経費につきまして委託をいたしておりまして、その業者に対して債権が確定をいたしましたので、それを受けまして、きのう付で調定を行いまして、相手方に納付の命令をかけたところであります。手続的には、この納付期限内に納められればそれで終わりでありますが、恐らく納められないという可能性が強いんですが、その場合は代執行法に基づきまして、国税滞納処分に基づく手続を行います。したがって、滞納処分の例に従いまして、督促、それから、さらに納めない場合は財産調査をして、最終的には差し押さえをして強制徴収を行うというような手続になろうかと思います。

　以上でございます。

尾島委員　ちょっと質問し忘れましたが、ちなみに、委託したところで額は決定したということで話があったんですが、いかほどでしょうか。

田中用地対策課長　十九万一千百円ということになります。直接物件をどけるために要した委託の経費でございます。

以上です。

堤委員　まず、一六ページの建設業許可事務、厚生労働省の通知で、いわゆる建設業許可更新時の厚生年金保険及び健康保険の未加入問題ですけれども、昨年十一月に業者団体とも申し入れをしておりますけれども、その後の県としての対応、また、元請における福利厚生費等の支払いの周知徹底は実行されているのか。

四七ページの住宅耐震化・リフォーム支援事業費について、木造住宅耐震化促進事業での耐震診断と耐震改修のそれぞれの金額と実績、おおいた安心住まい改修事業の高齢者簡易耐震改修、バリアフリー改修、子ども部屋の改修のそれぞれの実績と金額、新制度の住宅耐震化・リフォーム支援事業では、耐震改修では一般の住宅にも拡大し、予算もふえていますけれども、高齢者のバリアフリー化と子育て支援型は予算が減っていますけれども、その理由、平成二十六年度の施工戸数はどれぐらいと考えているのか。

同じページの特定建築物の耐震化促進事業、この対象で六分の五補助は二十三業者、三分の二補助は三業者と先ほど聞いておりますけれども、その内訳はどういうふうな業者なのか、また、今後の耐震改修について、知事は一般質問の答弁で、今後を見きわめながら検討すると言っておりますけれども、これは具体的にどのような方向で検討されるのか、また、五千平方メートル以下の建物については、今後どうするのか。

最後に、国土交通省の地震が起きやすい地域係数について、大分県は〇・九、大分県でも中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市等は、その係数が〇・八となっております。南海トラフ地震に対して、この係数で対応できるのか、県独自でも係数の見直しは可能か、また、条例で係数を引き上げている自治体はあるのか。

以上、お願いいたします。

甲斐土木建築企画課長　それでは、私のほうから社会保険の未加入対策についてお答えいたします。

平成二十四年十月に行われました国の公共事業労務費調査では、本県では三割の企業が社会保険未加入となっており、県では同年十一月から、建設業許可申請時に未加入企業等に対して指導書を発行しております。それにより、今後、加入一〇〇％を目指して取り組んでいるところでございます。

現在、社会保険の未加入対策については、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となって積極的に進めていますけれども、下請契約に際して元請企業等がしっかりと適正な労務費や法定福利費を負担していくことが、加入を促進する上で不可欠と考えてございます。県では平成二十四年六月から、法定福利費見直しによる現場管理比率の改定を行いました。また、昨年四月と本年二月には、合わせて二〇％の設計労務単価の引き上げを行ったところでございます。さらに昨年十一月からは、元請企業に対し、工事現場に適切な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底を啓発するポスターの掲示を依頼するなど、建設就労者の環境改善に取り組んでいるところでございます。また、下請企業が見積書を作成する際には、法定福利費が明示された標準見積書を活用し、元請企業にも下請契約の中で法定福利費をしっかりと負担するよう、入札参加資格の説明会や業界との意見交換会など、あらゆる機会を通じて徹底を図っているところでございます。

なお、現在のところ、元請企業が社

会保険料を見てくれない等の相談は特に出てございませんけれども、相談があれば、県としてしっかりと対応していきたいと考えております。
以上です。

山本建築住宅課長　それでは、私から住宅耐震化・リフォーム支援事業と特定建築物耐震化促進事業について、お尋ねにお答えいたします。

まず、二十五年度の実績についてですが、木造住宅耐震化促進事業におきましては、耐震診断が三十八戸、金額にして二十八万三千円、耐震改修が三十八戸、金額にして千百二万六千円となっております。

また、おおいた安心住まい改修支援事業の実績につきましては、高齢者簡易耐震改修が戸数にして二戸、三十万円、それから、バリアフリー改修が戸数にして八十戸、一千八十二万四千円、それから、子育て支援の改修が十六戸、二百三十三万七千円となっております。

続きまして、新制度の住宅耐震化・リフォーム事業で、耐震改修のほうに重きが来ているという点でございますが、平成二十七年までに住宅の耐震化については九〇％を目標としております。そして、これはまた喫緊の課題でありますことから、住宅の耐震化の制度のほうを拡充し、予算を耐震化対策のほうに重点的に配分したところでございます。

また、平成二十六年度のそれぞれの予定戸数でございますが、耐震改修、耐震診断につきましては、二百戸ずつを予定しております。高齢者、子育て世帯のリフォーム支援につきましては、これまで少しずつ実績として上がってはきているんですが、これまでの実績を踏まえまして百十五戸としているところでございます。

続きまして、特定建築物耐震化促進事業について、お尋ねの内訳でございますが、耐震診断の対象施設としましては、ホテル・旅館十一施設、店舗六施設、病院三施設、集会所一施設、飲食店一施設、老人ホーム一施設、合計で二十三施設を対象としております。それから、補強設計の対象施設は、ホテル・旅館三施設を対象としております。

また、耐震改修費を今後どう検討するかということでございますが、補助をするかしないかということになると思うんですが、補助をするかしないか、どうするか、また、するとすればどの程度行うかなどということにつきましては、耐震診断の結果や補強設計による費用の算定を踏まえて、また、所有者の意向を見きわめながら検討していくことにしております。

また、五千平米以下の建物についてはどうかということについてでございますが、旅館、ホテル等で五千平米未満の建築物につきましては、今回の耐震改修促進法の改正に伴う耐震診断の義務づけの建築物には該当しておりませんので、本事業の対象とはしておりません。

続きまして、地震地域係数についてでございますが、この地域別地震係数は、地域的な地震頻度を考慮して決定される設計震度の割引係数のことで、標準は一・〇ですが、地震の比較的少ない地域では、〇・九から〇・七の範囲で低減することができるようになっています。南海トラフによる地震での本県の最大震度は六強が予想されておりまして、現行の耐震基準で建てられた建築物は、震度六強の地震に対して、損傷することはあっても倒壊はしないということで人命が守られるというふうになっておりまして、必要な耐震性能は有していると考えております。

また、県独自の係数の見直しについてでございますが、法令上、条例による上乗せは可能でございますが、上乗せをすることになりますと、全県下で

建設コストが上がること、建築主の理解も必要となること、また、これまでの指導と格差が生じることなどがございまして、現実的ではないと考えております。

　最後に、条例で引き上げをしている自治体はあるかということでございますが、福岡市が条例で、努力義務として係数を一・〇に引き上げているようでございます。

　以上でございます。

堤委員　どうもありがとうございました。社会保険の加入の問題について、なかなか元請、下請との関係で厳しい面がありますが、ぜひこれは指導を、また、相談があれば徹底的にその元請等に対しては指導していただきたいというふうに思います。

　それと、耐震の関係で、山本課長さん、昭和五十六年以前の対象戸数は何戸ぐらいあるかなと思うのと、また、こういう方々に耐震診断とか、またはバリアフリーだとか、そういう情報提供、これはどういう形でされているのかということを再度お伺いいたします。

山本建築住宅課長　昭和五十六年以前の木造住宅の耐震ですか。済みません、資料を探しますので、少しお待ちください。特定建築物については、一応対象で五十二施設と予定しているんですけれども、済みません、木造のほうはちょっと資料を確認させていただきます。

藤田副委員長　はい、では後ほどということで。

守永委員　二点ほどお尋ねしますが、まず、予算概要一九ページの道路維持修繕費についてなんですけれども、道路の維持補修については、さまざまな住民からのニーズなり要望を把握しながら行っていると思うんですけれども、そういうニーズ全体に対してどの程度充足できているのか、どういった形で把握されているのか、お聞きしたいと思います。

　また、道路の周辺の環境等の条件によって、維持補修の必要なスパンというのが違ってくるんじゃないかと思うんですが、どの程度の期間で舗装面、ペイントなどの補修作業が行われているのか、それを教えてください。

　それと、もう一点が、予算概要の四四ページの生活排水処理施設整備推進事業費についてなんですけれども、先ほど若干説明もあったんですが、先ほど補助率については四割補助されているというふうな説明だったかと思うんですけれども、上乗せ補助について、具体的にどの程度上乗せするのか教えていただきたいと思います。

　また、合併浄化槽への転換ということで、補助対象の工事の内容、従前の施設の撤去なり、新しく合併浄化槽の整備、そういった部分がどの程度対象になっているのかについても教えていただきたいと思います。

亀井道路保全整備室長　道路維持補修費についてのご質問ですが、ニーズに対します充足率というものにつきましては把握はしてございませんが、地元の方から道路についての維持要望がありましたときには、直ちに現地に駆けつけて現地の状況を見せていただいて、しっかり確認して、そして、住民の皆さんの意見をよく伺って、できるだけ早い対応をするようにしております。すぐにできない場合もございまして、そのときにはすぐにできない理由というのを地元の皆さんによくご説明して、理解していただくように努めておるところです。

　住民の皆さんから、地域の道路の改善についてのニーズが強い身近な道改善事業というのが一九ページにあるんですけど、こちらにつきましては二百七十四カ所の要望がございまして、二カ年で二百五十カ所、約九一％の事業完了を予定しておるところでございま

す。

　それから、舗装面の補修につきましては、こちらのページにあります単費の舗装道補修事業、あるいは、次のページにあります地域活力基盤舗装道補修事業で行っておるんですけど、こちらにつきましては、舗装は大型車の交通がすごく影響を及ぼしますので、大型車の交通が多いところでは、おおむね十五年に一度、そして、少ないところにつきましては、二十年から二十三年に一度舗装を行っておるところです。

　そして、ペイントの補修についてですが、こちらにつきましては、道路維持修繕費というのがありましたが、その一個下に単費の交通安全事業費の一部、それから、地域活力基盤交通安全事業費の一部で行っておりまして、ペイントの補修につきましては、交通量の多いところでは五年から十年で、少ないところにつきましては二十年程度で舗装しておる状況でございます。

平野公園・生活排水課長　ただいまご質問いただきました生活排水処理施設整備推進事業費、その中で合併浄化槽に対しします上乗せ補助ということでのご質問についてお答えを申し上げます。

　個人が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、ご説明しましたように、設置費用の四割を国、県、市町村で三分の一ずつの補助をしております。今回、これに加えまして、モデルの四河川の流域市町村のうちで生活排水処理率が七〇％未満の地域を対象にしまして、市町村が設置費に上乗せの補助を実施する場合に、県が、市町村が上乗せ補助する同額を、一基当たり十万円を限度として上乗せの補助を実施するものでございます。

　補助の内容といたしましては、合併浄化槽を設置する費用、製品の費用と、それから設置工事費、これに対し補助をいたしまして、それ以外には配管というものが必要になってまいりますけれども、それに関しましては現状では補助の対象となっておりません。

　それから、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合につきましては、単独処理浄化槽を撤去する場合につきましては、撤去費についても補助がございます。

　以上でございます。

守永委員　ありがとうございます。

　道路の補修等については、住民の皆さんから非常に使いづらいというか、見にくいとか、そういうふうな要望もあって出されると思いますので、ぜひ早急な対応を今後もよろしくお願いしたいと思います。

　また、住民の皆さんから要望がなくても、結構ペイントが薄くなってしまっている路線もありますので、そういった分に十分配慮していただいて取り組んでいただければと思います。

　また、合併浄化槽については、河川の環境整備という面でも、ぜひ積極的に取り組みをお願いいたしたいと思います。

毛利委員　私からは二点お伺いしたいと思いますが、三三ページ、重要港湾改修事業費、そして国直轄港湾事業負担金、これの内容、進捗状況と、あと関連性、整合性ですね、その辺をちょっと教えていただきたい。

　それと、一般質問でも私言ったんですが、重点港湾に指定されました、大分港と中津港がですね。この事業は、今、直轄で行う事業はわかっているんですけど、これは全くこれには関係ないと思うんですけど、大分港と中津港の現状、この重点港湾が採択されて指定されたけど、事業が起きていないと、このままいけば取り下げになるのかなという不安があるんですけど、その辺も含めて聞かせていただきたいと思います。

渡邉港湾課長　港湾関係の事業の内

容ということで、二事業についてのご質問、それから、関連の質問をいただきました。

まず、一つ目、重要港湾改修事業費の内容についてご説明させていただきます。

重要港湾改修事業費は、国の補助を受けまして、別府港、津久見港、中津港、それから大分港の四港で事業を実施しております。平成二十六年度予算の内容といたしましては、別府港は北浜地区で、平成二十二年度に整備したヨットハーバーの港内の静穏度を向上させる防波堤を整備しております。それから、津久見港は堅浦地区で、船舶の大型化に対応し、砂、砂利を取り扱う埠頭を整備するため、水深七・五メーターの岸壁一バース及び背後の臨港道路の整備をしております。それから、中津港は田尻地区におきまして、臨港道路を通行する港湾関係車両によって生じる周辺家屋への騒音振動の影響を解消する新規の臨港道路の整備を行っております。それから、大分港は坂ノ市地区で、大分市東部で途絶しております臨港道路を延伸して、国道一九七号に接続させる新規の臨港道路を整備しているところでございます。

それから、もう一点、国直轄事業負担金の内容についてでございます。

国直轄事業負担金につきましては、中津港、別府港、佐伯港、それから大分港の四港で負担しております。平成二十六年度予算の内容につきましては、中津港は田尻地区で、地域高規格道路の中津日田道路に接続する臨港道路の整備負担金を出しております。それから、別府港は石垣地区で、国際観光港としての機能を充実させる防波堤の整備に負担金を出しております。それから、佐伯港につきましては女島地区で、今年度末に開業いたしますマイナス十四メーター岸壁の事後調査に対する負担金でございます。それから、大分港は西大分地区及び大在地区で、マイナス七・五メーターの耐震強化岸壁の整備や老朽化に伴うマイナス十二メーター岸壁の改良に対する負担金となっております。

それから、重点港湾としての中津、それから大分の事業でございますけれども、中津港につきましては、現在、臨港道路を整備していますけれども、まだ十一メーター岸壁に対する航路のしゅんせつ等も行っております。新規の事業でございますけれども、それにつきましては、重点港湾として国が整備できる状況ではございますけれども、それに対する貨物の増加、それから施設の利用状況、これが十分に整ったのを見きわめながら、整備できる体制をとっているという状況でございます。それから、大分港につきましては、新たな整備はございませんけれども、西大分地区で耐震強化岸壁としての改良を直轄事業として行っていただいております。

重点港湾となりまして、新たな事業が直轄事業として、国が整備できるという利点がございますので、港湾課といたしましても利用促進を図って、必要に応じて整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

毛利委員　取り下げになるのではないかという不安視があるんですけど、その点を聞かせていただきたいんですが。

というのがね、先ほど答弁があって、重点に指定されたじゃないですか、三十二道府県の中で四十三。それぞれ全国で状況が違うと思うんですが、指定されたときに、大分県は大分の中でも大分港と中津港を選定というか、推薦したんじゃないんですかね。その県の責任もあると思うんですよ。だから、今後、重点港湾というのが全く事業として行われないということであれば、

それがどうなっていくのかなということが、ちょっと不安視があるんで、そこだけ教えてください。

渡邉港湾課長　港湾の事業につきましては、港湾計画で位置づけながら、必要性に応じて整備してまいりますので、今の港湾計画上、国が事業できる港湾計画がございますので、取り下げるというようなことにはならない状況でございます。

また、取り下げるような状況があるのかというご指摘だと思いますが、全国的にそういう問い合わせとかいうのはございません。

以上でございます。

玉田委員　通告を二つしておりますので、それについてお伺いします。身近な道改善事業なのか弱者事故対策事業になるのか、ちょっとわからなかったんですけれども、通学路の交通安全対策についての質問です。

平成二十四年ですか、京都の亀岡の通学路の事故があって、そして大分県も緊急に通学路の危険箇所の調査をされて、当時、これは市町村道も含めてですけれども、県下で九百三十カ所という数字が出ていまして、二十五年から随時改良に取り組むということでしたけれども、二十六年度での通学路の危険箇所の改修見込み、改良見込みというんですか、箇所について教えていただきたい。それも県管理道路でいいですから、教えていただきたいということが一つ。

それから、あとどれくらい必要な対策箇所があると見込んでいるのかですね。

そして、三つ目が、去年の四月からか、自転車の原則左側通行というのが始まって、ＰＴＡの方のお話とか伺うと、随分と危険な箇所があるということで、歩道にパイプをつけて、道と遮断してガードしているようなところが、自転車が逆に通れなくなって、それで車道のほうの左側を行くんだけれども、そこがやっぱり通勤時にかなり危険にさらされているんじゃないかとかいうご意見とかですね、特に都市部での危険性もあるし、それから、私どものようなところでは、やっぱり道幅が狭いということで、そういう危険性もあるので、新年度の事業の中で、自転車の左側通行というのが危険箇所の中にどういうふうに影響されているか、盛り込まれているか、そのことについて三つ目を伺いたいと思います。

それから、大きな二点目は、これは要望に近いんですけれども、中九州自動車道、地域高規格道を今どんどん進めてもらっています。気になるのは、地元の商店街というか、むしろ、道の駅が非常に気になっていまして、地域高規格道路の沿線上というか、基幹道の中に道の駅がずっとあるわけですけれども、上を通って道の駅に寄らんなるんじゃないかとかいうふうな心配もいただいています。特に地域高規格道、聞いてみますとサービスエリアというのを設けないというふうなお話も聞きましたので、地域高規格道と、それから沿線の道の駅とをうまく結ぶような看板等の設置とか、どちらも所管が土木建築部ですから、何か連携をとれていくといいなというふうな思いがあるんですけれども、その辺についてのご意見も聞かせていただきたいと思います。

以上です。

亀井道路保全整備室長　通学路の点検の状況についてご説明申し上げます。

昨年度、学校、警察、そして道路管理者と連携しました通学路点検を行いました結果、平成二十四年度で土木建築部が手当てをする箇所が二百二十七カ所ございます。それから、平成二十五年度につきましても皆さんと一緒に再度点検をしておりまして、土木建築部で対応すべきものが五十六カ所ござ

います。合わせて二百八十三カ所、現在、対象とするものがあるという状況でありまして、今年度の末までに、その中の二百三十八カ所、率にして約八四％について着手する予定になっておりまして、百三十三カ所につきましては、今年度中に完了する予定となっております。

　それから、その中で、身近な道改善事業で対応するようになっている箇所が四十カ所ございまして、今年度末までには二十九カ所の完了を予定しております。残りの十一カ所につきましては、来年度着手、あるいは完了する予定としております。

　それから、弱者事故対策事業に関連しての対象箇所が二十一カ所ございまして、十八カ所が二月末までに既に完了してございます。残り三カ所につきましては、来年度着手、完了する予定でございます。

　それから、道交法改正に伴います自転車の左側通行についてなんですが、こちらにつきましては、来年度も三者で合同点検するようにしてございますので、その中で危険箇所等がありましたら、それについての対応をしてまいりたいというふうに考えております。

　以上でございます。

　守永委員から先ほどご質問いただきました中で、一点修正させてください。

　身近な道改善事業について、二百七十四カ所あって、二百五十カ所完了と申しましたが、完了するものもあるし、終わらないものもございます。事業で対応するという形になってございます。

　以上です。

鈴木道路課長　委員からご提案のありました、中九州道などの地域高規格道路に近隣の道の駅を案内する道路案内標識を設置することについてでございますけれども、現在、国土交通省において、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正を予定しておりまして、この中で、英語表示の統一とあわせまして、高速道路上から道の駅を案内する標識というものを新たに位置づける予定としております。高速道路上にこのような道の駅を、インターチェンジの出口からどういったところにあるというような案内標識を新たに設置するという標識令の改正を予定しております。今後、この改正を踏まえまして、中九州横断道路上におきましても、朝地や大野の近隣の道の駅の案内標識が設置できるよう、県といたしましても、管理しております大分河川国道事務所に対して要望していきたいと考えております。

　以上です。

玉田委員　ありがとうございます。まず、自転車の件ですけれども、亀井室長、例えば、市の都市計画事業が入っていたり、それから、道路改修がすぐにできないというところがありますので、今、そこら辺は警察当局と連携をとって、交通安全学習会ですか、そういうのとか進めながら、重層的に安全対策を図ってもらいたいというふうに思っています。

　それから、鈴木課長、今初めてその標識を拝見しましたけれども、今、高速道路がどんどんできていまして、非常に活力が出てくるなというふうに思うんですけれども、ぜひ地域高規格道路と道の駅をうまく結ぶ、これは大分では初めてというか、全国でも初めての取り組みかもしれないので、ぜひ大分モデルとして進めていただきたいというふうに思っています。

　以上、要望です。

竹内委員　予算書の一五ページでございます。共生のまち整備事業費についてですが、ユニバーサル化、バリアフリー化に向かって、県の管理または所有する施設においての歩道橋の整備や県有施設の改修、交通信号の整備等行われていると思います。現在までの

進行状況と、これからしなければならないものについて、まず、ご説明をお願いします。

それから、その中に挙げられなかったもので、やはり県の方針として、まだやってみたいというのがございましたら、私にも多少の提案がございますので、まず、お伺いしたいと思います。

藤田副委員長　竹内委員、あとの質問はよろしいですか。一括になっていますので。

竹内委員　大分県は「おんせん県おおいた」ということで売り出しております。そのときに、障がい者や高齢者が非常に使いにくい部分があります。一つはＪＲですけれども、ＪＲにエレベーターやエスカレーターがないところが結構たくさんあります。そして、ホームが二つぐらいありますので、横断することができずに、障がい者はそこへ行くことをあきらめている例がたくさんあります。全てするわけにはいきませんが、観光化を考える上や生活の利便性から考えて、選択しながらもうちょっと進めていただきたいというのが一つです。

それから、私は障がい者と暮らしていますが、温泉に行きたくても行けない、安心して入れる施設がないということを言います。それは、どこの担当がどのように進めていくのか、二点です。

進建設政策課長　お答えいたします。

バリアフリー化につきましては、平成三年度から福祉保健部におきまして事業を始めております。平成十二年度からは土木建築部において事業を実施してまいりました。本事業は、福祉のまちづくり条例等で指定されました県内各地の市街地を中心に、主に対象としてございます。

事業の内容といたしましては、歩道の段差解消、あるいは視覚障がい者の誘導ブロックの設置などの歩道等の改良事業、さらに施設のスロープ化とか、多目的トイレの設置などを行う県有施設の改修事業、さらには視覚障がい者用の音響装置、よく交差点に設置してございますけれども、そういうものの整備を行います交通環境整備事業というものを行ってございます。平成三年度からの整備によりまして、全体の事業費ベースでおおむね九割でき上がっているというふうに考えております。平成二十六年度は事業費八千万円で、歩道等の改良事業を十二カ所、それから県有施設の改良事業を七カ所、交通環境の整備事業を八カ所行う予定にしてございます。二十七年度以降でございますけれども、残事業費として約七億円を見込んでおりまして、現在の事業規模でまいりますと、おおむね九年から十年程度で完了するというふうに考えてございます。

それから、二点目でございますけれども、ＪＲのエレベーター、それからエスカレーター等の設置に関するご質問でございますけれども、これまでも大分県内では大分駅、それから別府駅、亀川駅、それから中津駅、そういった駅などでエレベーター、エスカレーターの設置を行っております。これは、ＪＲの駅に対する事業費のスキームとしましては、ＪＲが三分の一、国が三分の一、市町村が三分の一という形になってございます。ただ、三千人以上の乗降客がいる駅につきましては、市町村が事業に参画する場合にはその二分の一、要するに六分の一を県が負担するという流れになってございます。いずれにしても関係機関と、さらに、まだ三千人以上の駅がございますので、市町村が取り組む駅について県も参画していくということになろうかと思います。過去のエレベーターのこういう設置につきましては、土木建築部が対応してまいりますけれども、現在は企画振興部と一緒になってやるという流れ

になっておりますので、協力してまいりたいと思っております。

それから、最後に、温泉施設に入れない民間の施設等があるというお話でございましたけれども、これに関しては土木建築部ではなかなか補助の要綱がございません。ただ、平成二十年度までは福祉保健部のほうで事業があって、例えば、リフトつきのタクシーの導入とか、旅館、ホテル等のバリアフリー工事を行う民間事業者に対して補助するという事業があったというふうに聞いております。

以上でございます。

竹内委員　ありがとうございます。だいぶよくわかりました。私自身も思うのですが、歩道と自転車の関係が、歩道の整備、自動車道の整備も含めて、本当にいい方法はどうなんだろうと思うんです。私自身も歩いて振り返ったら、自転車が歩道の後を突き抜けていって、ああ、危なかったというのがたくさんありますので、自転車と歩道と、それから車道と、ちゃんと分けられる広さがあればいいんですが、まあ、どんな方法があるのか、今後、検討をお願いしたいと思います。今まで何かいい方法があるんだったら教えてください。

進建設政策課長　お答えいたします。

歩道と自転車の分離ということでございますけれども、なかなかこれといった方法はないのが実情だろうと思います。確かに私もいろいろ通勤途上で怖い思いをしたことは何度もございますけれども、基本的にはやっぱり歩道が狭いということが一番の問題だと思っています。国道四四二号の宗方拡幅を事業予定しておりますけれども、ここは高校の通学路にもなっておりますし、歩行者も多いと、車も多いということで、この事業化を、来年度からだったと思うんですけれども、やるようになってございます。そこにつきましては、やはり自転車と歩道の分離ということをやろうということで計画をしてございます。できるだけそういう課題の大きいといいますか、危険性の大きいところは分離という構造を図ってまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

山本建築住宅課長　先ほどの堤委員のお尋ねにお答えさせていただきます。時間をとりまして申しわけありません。

木造住宅の五十六年以前の住宅戸数ということなんですが、十二万八千戸程度でございます。そのときに一緒にご質問を受けたんですが、その周知の方法については、事業として、昨年度は木造住宅耐震化促進事業の周知の方法としては、ラジオや、それから新聞等で広報させていただきましたほかに、チラシ等を用意しまして、例えば、古い住宅団地に配布等しております。それから、あと市町村等の協力も得まして、自治会に説明に行って、こういうことがありますよというようなことも説明はさせていただいております。あと、市報とか、そういうものにも掲載させていただいているという状態でございます。

以上でございます。

藤田副委員長　以上で事前通告者の質疑を終了しました。ほかにご質疑のある方は挙手をお願いします。

江藤委員　通告なくて済みません。一点だけお聞きいたしたい部分があるんです。

それは、一ページの地域生活交通システムの形成の部分なんですが、概要書のこれは一九ページ、先ほどから出ておりました守永委員、それから玉田委員との関連する部分もあると思うんですけれども、身近な道改善事業、これは八億円なんですが、これは事業名が二年に一回ずつころころ変わるもんだから、議員の皆さんも何が何かわからん部分があると思うんです。だから、

これはなぜ変えにゃ悪いのかというのが一点。なぜ一本でずっといかれんのかなと。

それはなぜかというと、この事業は県単工事の中じゃ、県民の一番評判のいい事業なんです。だから、これが始まった十数年前か、最初からこれはいいなということで、ずうっと続けてきたと思うんですが、それが大体もう六億円から七億円、八億円と、こういった状況です。八億円から全然ずらんごとなっちょる。これは予算を、二十六年度は言いませんけれども、やっぱり二十七年度から十億円以上に引き上げるべきでないかなと思っております。

そこで、一つお聞きしたいのが、県道の改良工事ができない部分を路肩整備するという事業ですから、これをやったところは道路が締まる、ぴしっと。そして、まちもきれいになると、こういう両面のよさがあるんです。ですから、私はあえてこの事業は、土木建築部としてはPRしながらどんどんやっていくべきと思います。

そこで、舗装の関係なんです、オーバーレイの。ですから、済んだところは、さっきから答弁を聞きますと、十年か二十年に一回は舗装しますよとかいうような言い方をされたんですけれども、やっぱりこの整備ができたところは、せめて五年に一回ぐらいのオーバーレイはやらんと、何か道路が終わったところは側溝と路肩はよくなっているんだけれども、路面を見るとふせたところが多くなっていると、これじゃせっかくした意味がないと。せっかく住民から喜ばれるのだから、きれいにやっぱりしてあげるべきだと、こう思いますので、ここはひとつ土木建築部の考え方をぜひお聞かせ願って、そして、やるぞと言っていただきたいなと思いますので、そうすりゃ完全なものになる、さらにまた評判がよくなると、こういったことでありますので、お聞かせをいただきたいと。

以上です。

亀井道路保全整備室長　身近な道改善事業についてのご質問ですが、事業はどうしてもリニューアルといいますか、そういった関係もありますので、二年に一回ずつ、少しずつバージョンアップしながら事業を進めさせていただいておりますけど、住民の皆様のニーズが強いということで、これだけずっと続いているというふうに認識してございます。

それから、せっかく路肩を広げたのに、舗装が半分だけ残っているとか、そういったところもあると思います。これにつきましては、現地の舗装の状況をよく見ながら、あるいは高さ等が変わるんであれば、一体となってできるところについてはやっていきたいというふうに思っております。住民の皆さんのニーズが強いんで、ぜひ継続してさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

麻生委員　二点、提案申し上げます。

土木建築部の理念として土木未来（ときめき）プランでも明記されていますが、昨年も申し上げました景観十年、風景百年、風土千年といった部分をですね、今年度の予算執行の中で、ぜひそれぞれが意識を持って工夫をしていただきたいと、このように思います。

先般、企画振興部の審議の中で、例えば、オートポリスへ行く案内ですね、先ほど鈴木道路課長さんのほうから道路標識の案内を、今後そういったものができるということでありますが、例えば、大分県は３Dプリンタとか、そういったものでフィギュアも実物大をつくるわけでありますし、先ほどの案内板をレースクイーンのすてきな女性が持っているようなあれね、そういうのがありますと、大変、土木未来プランというのは土木、未来プランであり

ますけれども、やっぱり「おんせん県おおいた」に行くのは心がときめくな、みたいな案内標識があると観光振興にもつながるわけでありまして、そういった意味で、ぜひ工夫をお願い申し上げたいというのが一点の提案。

　もう一点は、国道、県道、市町村道の道路の改良率というのが、じゃあ、全国のほかの都道府県と比べて、大分はよく社会資本整備がおくれていると言うんですけれども、どの程度比較して、どういう現状にあるのかというのをしっかり把握しながら、そのことによって、このプランの中で、例えば、私の地元の県道あたりも、全線延長区間の中で改良率が四十五、六%だと、じゃあ、八〇%まで、いつまでいくんだろうかとか、じゃあ、住民の要望からすると、とにかく早く急いでやってくれという声が県内それぞれの地域でたくさんあるわけでありますが、せめて道路改良率というのは八〇%ぐらいなければ、どうしても通行車両の少ないエリアは、多少一・五車線とかいうのでも対応せざるを得ないんでしょうけど、せめて七〇%とか八〇%の、それぐらいの目標数値を決めてですね、そこまでは何年度までに改良をやり終えるといったようもことも必要ではないかなと思いますので、そういった目標設定についても、もうちょっと公表のあり方とか、土木未来プランとか、豊ちゃくプランとか、そういった目標指標の設定と公表のあり方、こういったものにも工夫をしていただければと。

　以上二点、提案を申し上げます。もし見解があればお願い申し上げます。

鈴木道路課長　委員ご提案の二点についてでございますけれども、まず、一点目の案内標識だとか、景観の形成についてでございます。

　これは、先ほどの予算の説明の中でも、国東半島観光サイン調査事業費というものを説明いたしましたが、これは観光地、先行的な取り組みといたしまして、国東半島地域において日本風景街道にも指定されていること、それから、農業遺産にも指定されたことを受けて適切な案内をするというものでございますが、今後、この取り組みを参考にいたしまして、全県下においては、ほかにもやまなみハイウェイだとか、日豊海岸のシーニック・バイウェイもございますので、こういったところでは案内標識等を充実するとともに、ガードレールにつきましても、無骨なガードレールではなくて、景観に配慮したようなガードレールに統一していく等といった取り組みを、この調査を通じて進めてまいりたいと、このように考えております。

　それから、改良率についてのご質問がございました。大分県の改良率につきましては、現在、全県下で七五%程度の状況となっておりまして、全国の平均七五・九%と比べると、若干低い状態ではございますけれども、九州の平均七三%を若干超えているというような状態でございます。なかなか改良率は交通の状況等によりまして、必ずしも二車線改良が適切かどうかというところもございますので、簡単に上げていくことはできない状況で、年間の改良率は〇・二%程度の上昇にとどまっているという状況ではございますが、未改良区間の改良を求める声が高いことは十分承知しておりますので、引き続き事業手法についても工夫をしながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

　以上です。

麻生委員　ありがとうございました。特に道路の案内といいますか、そういった部分については、我々みたいなおっさんの発想じゃ、わくわくときめくような提案はなかなかできないのかなと。職員さんの中でも技術職員というこれまでの固定観念もあろうかと思います。

安全確保というのは前提条件として必要なんでしょうけど、大分県下には二万人の大学生がいるんですね。彼らはみずからビジネスにならないかとか、企業化できないかといったようなことで、県下の各大学でそういう取り組みもしているようでありますので、そういった方々のアイデアをですね、あるいはアイデアに投げかけるとかいったような取り組みをした上で取り組んでいただければと思います。

以上、要望です。

河野委員　毎年この予算特別委員会で伺っている点なんですが、三六ページの急傾斜地崩壊対策事業、これは県単分、それから、次のページに公共のほうの同じ事業がありますけれども、大分県はやはりこういった急傾斜地に、非常に中山間地が多いということもあって、もともと住家が集中している、そういった危険箇所が大変多いということで事業を進めてこられたということでありますが、これについて、この予算書の中にある事業費、これについてはいわゆる老朽化した部分に対する改修費等がどの程度含まれているのかなという部分についてお伺いをさせていただきたいと思います。

実際、これまでお話をさせていただく中において、所管の土木事務所の方に聞くと、これだけ大きな崖高のあるところでいけば、改修については億単位の事業費がかかりますからということで、今のところ、目視点検で何とか安全性の確保、確認だけは一年に一回やっている程度ですというお話をいただいて、その崖下に住む方から非常に怖い思いをしているという声もたくさんいただいております。そういったことから、こういった部分について、実際に老朽化対策費がどの程度含まれているのかなということについてお伺いしたいというのが一点。

もう一点は、同じ単費の急傾斜崩壊対策事業費の中の補助金の部分、市町村に対する補助金でありますが、これまでも市町村からのご要望ということで、過疎地域であればあるほど住戸要件五戸以上の、保全対象が現住家屋五戸以上ということで、この住戸要件を満たすことがなかなか難しいところがふえてきている、これに対して、そういう意味で市町村が対応しなければならない部分について、大分県がこの補助金制度を持っているということは非常にありがたいけれども、十二土木事務所にやると、一、二カ所しか実際に毎年やれない、この補助金を使ってはやれないということから、この部分の増額をぜひしていただきたいという声も市町村のほうからいただいております。その辺について、再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

村岡砂防課長　急傾斜地崩壊対策事業についてのご質問でございます。二点ございました。

まず、一点目の老朽化施設の対応でございますが、この予算書にあります県単の急傾斜地崩壊対策事業と公共の急傾斜地崩壊対策事業費の中には、老朽化施設の対策費は入ってございません。この予算につきましては、新たに急傾斜地崩壊対策施設を事業を起こして整備をする事業でございます。急傾斜地の老朽化対策につきましては、三七ページの左肩に新と書いていますが、砂防施設緊急改築事業というのがございます。これが、この中で砂防ダム、それから地すべり施設、急傾斜地崩壊対策施設の老朽化の施設を整備するようになっております。この老朽化施設につきましては、昨年、二十四年の大型補正で緊急調査をしまして、二十五年度に老朽化の対策を計画を立てまして、まず、当面五カ年間で緊急改築事業をするようになっております。急傾斜の対策事業につきましては、現在調査では四圏域で二十一カ所ございまし

て、これにつきましては、二十五年の補正で既に五カ所するようにしております。二十一カ所につきましては、五カ年でまた詳細な調査をされながら、計画を整備して進めていく予定でございます。

それから、市町村への急傾斜地の崩壊対策事業の補助でございます。これにつきましては、今、委員からございましたように、保全対象五戸未満の箇所をするということで、市町村からの要望の状況でございますが、二十三年まではこの補助が三千万円でしたが、それ以降は六千万円で現在推移しています。二十四年の豪雨災害があったときには、補正で六千万円ついて一億二千万円でございましたが、ことしはまた六千万円になって、今、この六千万円の補助で推移しているところでございます。今後も引き続いて市町村の要望を聞いて、現地の状況の災害履歴があるところとか、急傾斜の施設の現場の状況の厳しい状況とか、その辺のところを調査しながら、優先順位を決めて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

深津委員　ありがとうございます。二点、交通安全の立場でちょっとお尋ねしたいんですが、ご存じのとおり、土木の場合は住民の安心、安全で暮らせるような地域づくりというのが基本になろうかと思うんです。これまでにいろんな場所で事故や、また、いろんな災害があったと思うんですが、その教訓をどのように生かしているのか、特に道路の、先ほど来から質問が出ておりますように、警察、交通課が第一現場で事故を取り扱うわけですが、事故が起きた場合のその対応、県警と土木がどう連携をとりながら、県警の声がどう生かされているのか、その点について二点お尋ねしたいと思うんです。

亀井道路保全整備室長　交通安全についてのご質問ですが、まず、警察との連携についてなんですが、死亡事故がございますと、警察はもちろん現地の検証をいたしますが、それから時間を置きまして、警察本部と警察署、そして土木事務所で再度死亡事故現場を検証させていただきます。そして、我々で何ができるのか、警察で何ができるのかの役割分担をしながら、再度の死亡事故が起こらないような対策をとらせていただいておるという状況です。

それから、過去の災害についての対応ということですが、交通安全につきましては、例えば、先ほどから出ておりました、京都のほうで児童生徒のところに車が突っ込みました。そういったことがありますと、警察と我々と、それから学校で一緒に緊急点検をしながら交通安全対策を進めているという状況でございます。

深津委員　ありがとうございました。私が言うまでもなく、皆さん十分ご存じだと思うんですが、事故に関しては同じようなところで頻繁に起こる事故が多いんです、大変残念なことにね。それぞれ各部署で対応はしていただいておるんですが、なかなか住民にとっては見えないんです。それは住民には見えないで、行政なり県警はしっかり対応していると思うんですが、そういう対応率というんですが、そういう状況がもしわかれば教えていただきたい。

亀井道路保全整備室長　対応率については手元に資料がございませんが、事故につきましては、先ほどは死亡事故のご説明だったんですけど、この区間について重大事故が多いとかいうことを警察のデータをもとにして取り決めておりまして、県も入っていますし、それから国交省も入っておりますが、そういったものが今現在二十カ所ほどございます。それについて、また連携しながら進めておるという状況で、必ずそれは潰していくようにやっておる

状況でございます。

藤田副委員長　ほかにご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

藤田副委員長　ほかに質疑もないようですので、これをもって土木建築部関係予算に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。お疲れさまでした。

午前一一時五十二分　休憩

———————————

午後一時二分　再開

末宗委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、福祉保健部関係予算の審査に入りますが、説明は、主要な事業及び新規事業に限り簡潔かつ明瞭にお願いします。

———————————

福祉保健部関係

末宗委員長　それでは、福祉保健部関係予算について、執行部の説明を求めます。

平原福祉保健部長　福祉保健部関係についてご説明させていただきます。

福祉保健部でご審議いただきます予算議案は、第一号議案と第三号議案の合計二議案でございます。

それでは、まず第一号議案平成二十六年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係につきまして、ご説明申し上げます。お手元の平成二十六年度福祉保健部予算概要の一ページをお願いをいたします。

まず、平成二十六年度福祉保健部当初予算一般会計の概要についてご説明申し上げます。

当部では、平成二十六年度県政推進指針に基づき、一子育ての満足度日本一の実現、二高齢者の元気づくりと新たな支え合いづくり、三障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進、四人権を尊重し共に支える社会づくりの推進、五医療の充実と健康づくりの推進並びに六危機管理の強化の六項目について、事業を展開することとしております。それぞれの項目における主な事業は三ページ以降に記載しておりますけれども、その中で、事業名の頭に特の文字を付けているものがおおいた成長枠事業、新と付けているものが新規事業でございます。

引き続きまして、歳出予算の概要について説明を申し上げます。

五ページをお開きください。

平成二十六年度福祉保健部予算案についてでございますが、上の表の左から二番目の予算額（Ａ）のうち、福祉保健部①の計の欄にありますように、八百八十九億七千八万六千円でございます。これを二十五年度当初予算額（Ｂ）と比較しますと、二十六億七千三百九十三万八千円、率にして三・一％の増となっております。

そのうち人件費についてでございますが、平成二十六年度は四十二億五百二十三万四千円でございまして、二十五年度当初予算額と比較しますと、五千三百一万八千円、率にして一・二％の減となっております。

事業費につきましては、人件費の下の欄にありますとおり、平成二十六年度は八百四十七億六千四百八十五万二千円で、二十五年度当初予算額と比較いたしますと二十七億二千六百九十五万六千円、率にして三・三％の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、安心こども基金を積み増すための国からの交付金の受け入れや、同基金を活用する保育所の施設整備及び介護保険給付費県負担金などの社会保障経費の予算額が増加しているものでございます。

それでは、重点事業・新規事業の主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

一四ページをお開きください。

事業名欄、上から三番目の生活困窮者支援体制構築事業費一億三千三百七

十三万三千円でございます。

この事業は、生活困窮者自立支援法の平成二十七年四月からの円滑な施行に向け、諸準備を行うものでありまして、右の事業概要欄の一番上の二重丸補助金のところにありますように、各市が取り組むモデル事業に対して補助を行うとともに、二つ目の二重丸委託料のところにありますように、県が実施するモデル事業としまして、日出町において生活困窮者を対象とした総合的な相談支援等を日出町社会福祉協議会へ委託して実施するものでございます。また、三つ目の二重丸のところにありますように、関係機関からなる協議会を設置するとともに支援従事者の研修を行うものでございます。

次に、一六ページをお願いいたします。

事業名欄、上から二番目のユニバーサルデザイン推進事業費五百九十一万円でございます。

この事業は、障がい者を初め全ての人にやさしいまちづくりを目指すユニバーサルデザインを推進するものでございます。具体的には、一つ目の二重丸にありますようにユニバーサルデザイン普及啓発・広報事業費として、企業等と連携してＵＤ体験空間の設置などユニバーサルデザインの普及啓発を行うものです。また、二つ目の二重丸にありますように、車椅子駐車場の適正利用を促進するため、大分あったか・はーと駐車場利用証制度を推進することとしております。

次に、三二ページをお開き願います。

事業名欄、上から二番目の広域救急搬送体制整備事業費一千二百二十三万円でございます。

この事業は、災害・事故現場で消防機関と連携して救命処置やトリアージ等を行う派遣医療チーム大分ＤＭＡＴを編成し、被災者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るなどの災害医療体制整備や広域救急搬送体制整備を行うものです。

一番上の二重丸ですが、福岡県ドクターヘリの共同運航に係る負担金でございます。二つ目から五つ目までの二重丸は、大分ＤＭＡＴの出動体制や救急患者の搬送体制を充実するための資機材等の設備整備や災害医療従事者研修を行うものでございます。また、六つ目の二重丸ですが、来年度予定されております政府主催の総合防災訓練における大規模災害を想定した広域医療搬送訓練経費でございます。

次に、その下の三三ページをごらんください。

事業名欄、上から二番目の在宅医療連携拠点体制整備事業費一億一千百六十二万七千円でございます。

この事業は、在宅医療を提供する医療機関等を連携拠点として、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を整備するものでございます。このため、一番上の二重丸にありますように、体制を構築する市町村、医師会等の取り組みに対し補助するものであります。また、二つ目の二重丸は、在宅医療連携拠点体制の推進に向けて核となる人材を育成し、実践により得られた事例分析を通じて、在宅医療を推進するための地域診断ツールを開発する経費について補助するものでございます。

次に、すぐ下の、事業名地域医療再生施設設備整備事業費二億二千二百十万四千円でございます。

この事業は、地域の医療提供体制を確保・充実するため、地域医療再生基金を活用し、医療機関等が行う施設・設備整備に対して補助するものです。具体的には、災害医療体制整備では、佐伯市の長門記念病院の自家発電装置及び備蓄倉庫の整備に、在宅医療体制整備では、臼杵市医師会立コスモス病院の地域医療連携ネットワーク体制の

整備に、さらに認知症医療体制整備では、大分大学医学部附属病院のアミロイドPET検査設備の整備に、それぞれ補助を行うものでございます。

次に、一番下の事業名、医療提供体制施設整備事業費一億三千七百二十九万三千円でございます。

この事業は、良質かつ適切な医療を効率的に提供するとともに、患者の療養環境の改善、医療従事者の職場環境の改善等を図るために医療機関が行う施設整備等に対して補助するものです。具体的には、一つ目のポツの地球温暖化対策施設整備費補助では、医療機関における太陽光発電装置等の整備に、また、四つ目のポツの医療機関スプリンクラー整備費補助は、消防法上スプリンクラーの設置義務がない医療機関のスプリンクラー等の防火設備の整備に対し、それぞれ補助を行うものでございます。

次に、四三ページをお開きください。

事業名欄、上から二番目の障がい児者歯科診療体制整備事業費三百二十八万一千円でございます。

この事業は、障がい児者が歯科診療を受けやすい体制を整備するものです。一番上の二重丸、障がい児者口腔状況把握事業ですが、これは、県内の障がい者施設において、歯科医師、歯科衛生士が歯科健診・歯科保健指導を行うことにより、障がい児者の口腔状況を把握するとともに、口腔内の状況改善に努めるものです。

また、二つ目の二重丸、障がい児者歯科診療状況実態調査ですが、県内の歯科診療所等において、どこでどのような診療を受ける事ができるか調査を行い、それをホームページ等で公表するものです。

さらに、三つ目の二重丸、障がい児者歯科研修事業ですが、歯科医療関係者の障がい児者に対する歯科診療スキルを高めるための研修会を行う予定でございます。

次に、四八ページをお開きください。

事業名欄、一番上の緊急時放射線量検査体制整備事業費二百五十三万円でございます。この事業は、伊方原発事故を想定し、気体状の放射性物質、いわゆる放射性プルームの影響を受けるおそれのある県民及び県外からの避難者の放射線量の検査体制を整備するものでございます。具体的には、放射線量の検査を行う職員に対する専門知識習得のための独立行政法人原子力安全基盤機構が主催する原子力防災研修等へ派遣する研修事業と、検査を行う職員の安全を確保するため、放射性物質から身を守る個人防護具やポケット線量計を整備いたします。

次に、四九ページをお開きください。

事業名欄、一番上の抗インフルエンザ薬確保事業費五千五百三十一万二千円でございます。

この事業は、新型インフルエンザの発生に備え抗インフルエンザ薬を追加備蓄することにより、治療薬の不足を解消し、適切な医療体制を維持するものです。

また、新型インフルエンザ等対策に必要な、個人防護具の整備及び検査機器の更新等を行います。主なものとしては、一つ目のポツ、抗インフルエンザ薬の備蓄費ですが、これはリレンザ一万八千八百五十人分を追加備蓄し、国の定める県民の四五％相当量を確保するものでございます。

次に、五九ページをお開きください。

事業名欄、一番上のみんなで進める健康づくり事業費三百八十八万四千円でございます。本県の健康寿命は全国平均を下回っており、その対策として、生活習慣病予防に取り組むものでございます。具体的には、上の二重丸、高血圧対策事業ですが、脳血管疾患・新規人工透析移行の減少のため、血圧の低下を目的に、うま塩プロジェクトを

実施し、外食、中食及び家庭食の減塩化を図ります。

また、二つ目の二重丸、健康支援企業拡大事業ですが、これは個人ではなく、企業全体で健康づくりに取り組む企業をふやすため、健康支援企業の登録や健康づくりアドバイザーの派遣等を行うことで、経営者の健康意識醸成を促すものでございます。

次に、六六ページをお開きください。

事業名欄上の地域包括ケアシステム構築推進事業費三千九百十四万七千円でございます。この事業は、介護、医療、予防等が連携し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる体制である地域包括ケアシステムの構築を推進するものです。

一番上の二重丸、地域包括ケア体制整備事業費補助ですが、これは地域包括ケアシステムの構築を推進するため、在宅高齢者を対象に生活支援サービスを提供する事業の立ち上げや、介護予防事業を行う拠点整備など、地域ケア会議等で集約された地域課題に対応する取り組みに対し補助するものです。

次に、二つ目の二重丸、介護予防職員等育成推進事業委託料ですが、これは訪問介護職員や通所介護職員を対象に、自立支援の考えに基づいた介護予防の知識と技術の向上に資する研修等を実施するものでございます。

さらに、三つ目の二重丸、地域ケア会議定着及び向上支援事業ですが、これは地域ケア会議の司会者や、会議において助言を行う作業療法士や理学療法士等の専門職種を対象とした研修等を実施し、会議の定着及び質の向上を図るものでございます。

次に、その下の市町村介護予防強化推進事業費一千百三万六千円でございます。

この事業は、国において予防給付の一部を市町村事業へ移行させる方針であることから、その対応として介護予防事業の強化を図る市町村を支援するものです。

一番上の二重丸、介護予防体操普及推進事業委託料ですが、これは住民主体の健康づくり・介護予防を推進するため、介護予防体操普及リーダーを養成するとともに、地域のサロン等へ指導者を派遣し体操の普及を図るものでございます。

次に、三つ目の二重丸、介護予防拠点支援事業ですが、これは通所型介護サービス事業所へ先進事業所の職員や専門職を派遣し、事業所職員に生活機能向上の支援に資する知識・技術を習得させるとともに、事業所相互の連携強化を図るための連絡会議を開催するものでございます。

次に、その下、六七ページをごらんください。

事業名欄上から二番目の、はつらつ高齢者地域活動チャレンジ事業費七百二十七万五千円でございます。高齢者対策は、地域包括ケアシステムの構築や介護予防の強化だけでなく、元気な高齢者に対する施策も重要でございます。この事業は、元気な高齢者の地域活動への参画を支援するものです。

一番上の二重丸、おおいたシニアリーダーカレッジ開催事業委託料ですが、これは元気な高齢者が地域活動等に参画できるよう、必要な知識や技術を学び活動に結びつける講座を開設するものです。

また、二つ目の二重丸、シニアパワー活動支援事業費補助ですが、これは、そのおおいたシニアリーダーカレッジを修了した高齢者等が、活動の主体となって実施する地域の高齢者の居場所づくりや、生活支援事業などの立ち上げに要する経費に対し補助するものでございます。

次に、八二ページをお開きください。

事業名欄一番上のみんなで子育てキャンペーン推進事業費三千五百四十七万

五千円でございます。

この事業は、子育て中の親が抱いている不安感や孤立感を和らげるため、さまざまな媒体を活用して子育て応援情報を発信するものでございます。具体的には、一番上の二重丸にありますように子育て応援情報の発信強化を図るため、マスメディアを活用した積極的な情報発信のほか、ＮＰＯや企業との連携によりキャンペーンを推進してまいります。

次に、八七ページをお開きください。

事業名欄一番上の子育て支援対策充実事業費三十億五千百二十九万七千円でございます。この事業は、安心こども基金を活用し、保育環境の整備や市町村が実施する子育て支援事業等への助成を行うものです。具体的には一番上の二重丸、保育所等施設整備費補助にありますように、保育所の施設整備を拡充し、待機児童ゼロを目指します。

また、三つ目の二重丸、市町村地域子育て支援事業費補助ですが、保育所等での一時預かりやファミリー・サポート・センター事業などの、市町村における子どもと子育て家庭への支援に要する経費を補助いたします。

次に、事業名欄二つ下の情緒障害児短期治療施設整備事業費一億八千三百八十五万四千円でございます。

この事業は、上の二重丸にありますように、親からの虐待等により、心理的・精神的な課題を抱える情緒障がい児の治療を行うための施設を新設する社会福祉法人に対して、建設費を補助するものです。具体的には、大分市内に、社会福祉法人藤本愛育会が施設を設置することになったことから、平成二十七年四月の開設に向けて必要な支援を行います。

次に、事業名欄一番下の保育士確保・保育所等機能強化事業費九百九十五万円でございます。

この事業は、保育サービスの質・量を充実させるため、保育の担い手である保育士を確保するとともに、専門研修等を実施し、地域における保育所の機能を強化するものです。具体的には、一番上の二重丸、緊急雇用保育士・保育所支援センター設置事業費にありますように、保育士・保育所支援センターを設置し、保育士の就職活動を支援してまいります。

また、二つ目の二重丸、保育コーディネーター養成事業委託料ですが、生活困窮など特別な配慮が必要な児童等に適切な支援が行えるように、医療・保健等に精通した専門的保育士を養成することにより、保育所の機能強化を図ってまいります。

次に、一〇二ページをお開き願います。事業名欄下の障がい者就労環境づくり推進事業費二千八百三十万九千円でございます。

この事業は、福祉分野での障がい者の就労の拡大を図るため、就労継続支援Ａ型事業所の新設や社会福祉法人等での雇用を促進するものでございます。具体的には、一番上の二重丸、補助金のところですが、就労継続支援Ａ型事業所の新設やＢ型事業所からＡ型事業所への転換等を促進するため、Ａ型事業所の作業確保に必要な設備等を設置する費用の補助を行います。

また、社会福祉法人等での障がい者雇用を促進するため、二つ目の二重丸、緊急雇用障がい者社会福祉法人等雇用促進事業費のところですが、障がい者雇用事例集の作成及び雇用促進セミナーを開催することとしております。

以上で、一般会計予算の説明を終わらせていただきまして、続いて、特別会計予算について、説明を申し上げます。

少し戻っていただきまして、九二ページをお開き願います。

第三号議案平成二十六年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計予算でござい

ます。

　この事業は、母子家庭等に対し、生活の安定と向上を図るため、修学のための資金など、十二種類の資金を無利子または低利子で貸し付けるものでございまして、歳入、歳出ともにそれぞれ九千二百四十万八千円を計上しております。

　まず、歳入につきましては、左端の項・目欄の二繰越金の、一繰越金一千九百八十四万七千円と、その下の三諸収入のうち、貸付世帯からの償還金であります一貸付金元利収入六千七百七十四万九千円が主なものでございます。

　九三ページをお開き願います。

　次に、歳出についてでございますけれども、母子寡婦福祉資金貸付金のうち、右側の事業概要欄にありますように、母子家庭等に対し、必要な貸し付けを行うための貸付金八千七百六十五万円が主なものでございます。

　以上をもちまして、福祉保健部関係の一般会計、特別会計予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

末宗委員長　以上で、説明は終わりました。

　これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

　答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、申し添えますが、簡潔に答弁願います。

　事前の通告者が十一名おります。時間が限られております。円滑な進行にご協力願います。それでは、順次指名してまいります。

土居委員　それでは、私からは五点お伺いします。

　まず最初に、地域生活定着支援事業費、概要の一四ページです。刑務所から出所予定の高齢者や障がい者が出てからの生活を支援していこうという取り組みですけれども、今年度の取り組みをお聞かせください。現状、やはり委託しているところは大変苦労しているようですので、その苦労解消と、来年度に向けての取り組みのポイントについてお伺いします。

　二番目に、社会福祉介護研修センター運営費、概要の一五ページですけれども、障がい児者の居宅介護、高度支援で、障がい児への専門のヘルパーが欲しいという声をよく伺います。障がい児、障がい者の専門性の高い人材を組織的に育成していくためにはどのようにしたらいいのか、その辺についてもお伺いします。

　次に三番目です。ナースセンター事業委託料です。概要の三五ページ、看護協会が受けていますが、マンパワー不足というのが幾つも上げられております。専任一人、非常勤一人、事務職一人という体制です。二十六年度も業務が広がりそうなところもありますので、今後、マンパワー、人材をどのようにしていくのかお伺いします。

　それから四番目、障がい児者歯科診療体制整備事業費、概要の四三ページです。この政策が立案されるまでの県医師会との協議の内容とその経過を教えてください。それから、この事業の内容をもう少し詳しくお伺いします。

　それから五番目、保育コーディネーター養成事業委託料です。八七ページです。この事業の内容と委託先についてお伺いします。

後藤地域福祉推進室長　では、地域生活定着支援事業についてお答えをいたします。

　まず地域生活定着支援センターの今年度までの取り組みということでございますが、一つはコーディネート業務でございます。保護観察所の依頼を受けまして、刑務所や少年院を退所する前からご本人と面談をし、退所後の受け入れ施設等の確保や福祉サービスの申請等の事前準備を行うものでございます。

平成二十二年度からこの事業を開始しましたが、今年度の二月末までに延べ百四十一名のコーディネートを行っております。

二つ目はフォローアップ業務でして、これはコーディネートを行った後、ご本人が地域生活に移行した後に、本人や受け入れ施設等に対して、福祉サービスの利用や支援法の助言などを行うものでございまして、これまでに七十七名を対象に実施しております。

このほか、相談支援業務としまして、センターでは、本人や家族、福祉関係機関からの多様な相談に対しまして助言や支援を行っており、この相談支援業務につきましては百六十三件の相談に対応しております。

次に、来年度の取り組みのポイントでございますが、支援対象ケース数は年々増加しておりまして、かつ、再調整を要するケース、困難事例もあわせて増加をしている現状にございます。

その一方で、法曹界と連携した新たな支援の枠組みづくりなども始まっておりまして、支援体制の整備と関係機関のさらなる連携強化が求められているところでございます。

そこで、来年度はセンター職員を一名増員いたしまして、相談体制の強化を図るとともに、受け皿となる社会福祉施設や医療機関、さらには相談支援事業所や市町村の福祉担当課等との支援ネットワークをしっかりと構築し、一人でも多くの触法、高齢者、障がい者が地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるように努めてまいります。

以上でございます。

姫野障害福祉課長　一五ページの社会福祉介護研修センター運営費、障がい児者の居宅介護行動援護で、障がい者ヘルパーとして専門性の高い人材を組織的に育成するその体制についてお答えをいたします。

障がい者や障がい児に適切なサービスを提供するためには、障がい特性についての知識や、その特性に応じた支援技術を持った居宅介護や行動援護に従事するヘルパーの育成を図ることは重要であると考えております。

このため、県ではまず居宅介護に従事するヘルパーを養成するために、二つの研修を実施することとしております。一つ目は、県がＮＰＯ法人等を研修事業者として指定をし、居宅介護のヘルパーを新たに養成する居宅介護職員初任者研修を実施することとしております。二つ目は、介護保険法に基づく研修を修了したヘルパーを対象といたしまして、障がい者や障がい児の介護に関する必要な知識や技術を習得してもらうため、障がい児者居宅介護従事者養成研修を大分県社会福祉協議会に委託して実施することとしております。

次に、行動援護につきましては、行動援護に従事するヘルパーを対象といたしまして、障がい者や障がい児の支援ニーズに対応するために必要な知識や技術を習得してもらうため、行動援護従事者養成研修を県が直接実施することとしております。

以上でございます。

堤医療政策課長　ナースセンター事業についてお答えをいたします。

大分県ナースセンターは、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づきまして、看護師等の再就業のためのあっせん、相談、研修などについて業務を行っております。委員のご指摘のとおり、今現在三名ということで配置をしております。

今後、看護職員のニーズというのはますます増大をしてまいります。それを踏まえまして、看護職員の確保策ということで、現在、法改正が国のほうに提出をされております。その内容でございますけども、看護師が離職した

場合に、ナースセンターに住所、氏名、連絡先等を届け出ることを努力義務化する。また、現行の無料職業紹介事業に加えまして、離職後、求職者になる前の段階から支援ができるというふうなことで、ナースセンターの業務を追加するというような規定が今検討されておりまして、新たなナースセンターの運用指針が二十六年度中には出るのではないかというふうに考えております。施行は二十七年の十月をめどということになっておりますので、そういった情勢も踏まえまして、今後、業務量等も見た上で、マンパワーを含めたナースセンターの強化策というのを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

内田健康対策課長　それでは、障がい児者歯科診療体制整備事業についてお答えいたします。

障がい児者の歯科診療体制整備につきましては、公的医療機関での高次医療の実施や、日本障害者歯科学会認定医の確保などにつきまして、大分県歯科医師会等の要望も踏まえ協議をしているところでございますけれども、その一方で、障がい児者本人、あるいは家族のニーズ、こういったものを捉える必要があると考えまして、今年度アンケート調査を行っております。その結果を見ますと、自宅から近い場所で診療を受けたいでありますとか、障がい児者の治療を理解してくれる歯科医師がふえるといいといったような声があったことから、来年度の事業を県歯科医師会とも協議の上、実施することにいたしております。

具体的な内容でございますが、一番上の障がい児者口腔状況の把握事業でございますけども、これは歯科医師等が障がい児者の歯科診療に対する理解を深めていただくために、県内の障がい児者施設におきまして、歯科健診と歯科保健指導を実施し、障がい児者の口腔状況を、実態を知っていただくという目的のために行うものでございます。

次の調査事業でございますが、これは県内の歯科診療所等において、どこでどのような、どれぐらいのレベルの診療が受けられるのかということを調査させていただきまして、その結果をホームページで公表するものでございます。

それから、三つ目の研修事業でございますが、これは障がい児者の治療に当たる歯科医師等の増加を図るため、歯科治療スキルの向上を目的に関係者向けの研修を実施するものでございます。

以上の事業につきましては、県歯科医師会に委託して行う予定にしておりまして、そういった面でも、今後とも十分に協議しながら進めてまいります。

山口こども子育て支援課長　保育コーディネーター養成事業委託料についてお答えをいたします。

近年、家庭や地域での子育て力が低下しておりますことから、地域に身近な存在であります保育所の機能を強化することによりまして、家庭や地域での子育てを下支えすることが重要であると考えております。

保育所には、発達障がいなど、障がいのあるお子さんを初め、ネグレクトあるいは生活困窮の家庭のお子さんなど、特別な配慮が必要な子供たちが多く通園しております。

そこで、本事業では、そういったお子さんや家庭に対して、保育士の専門研修を行って適切な支援が行えるように支援をしていくというものでございます。

研修は、年間六日間程度を予定しておりまして、その中で発達障がい児の支援とか、あるいは要保護児童の支援、あるいは療育についてなど、年間六日

間程度の実施を予定しておりまして、児童相談所や児童発達支援センター等、関係機関の現場研修も行うこととしております。

本事業の委託先としては、大分県保育連合会を予定しております。

以上です。

毛利委員　概要の三三ページ、在宅医療連携拠点体制整備事業費、先ほど具体的な説明をいただきましたが、この項目に、三番目の二重丸、在宅医療推進協議会等の経費と書いておりますが、この協議会の構成メンバー、そして目的を聞かせていただきたい。

それと、在宅医療ということで、国がより在宅にということを進めていくということは、地域包括ケアシステムの構築推進がこれに関連すると思います。住まい、介護、医療、そして予防、特別養護老人ホームが各地域にありますよね。地域密着型、二十九床でどんどんつくられてきているわけですけど、これは福祉の観点からいくと、この地域密着型をどんどん進めているんですが、一方、医療関係から有料老人ホームを建設されていますよね。現場から、福祉関係者からの意見では、医療関係者が有料老人ホームをつくるということは、福祉関係者の進めていくのに反するという現場の声があって、県としては、この調整をどのように考えているかということを一点聞きたい。二つです。お願いします。

堤医療政策課長　在宅医療推進協議会のメンバーにつきましては、ちょっと今メンバー表で調べていますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

それから、医療法人が老人ホームをやることにつきましては、定款で定めれば一応できるということになっておりますが、具体的なことは医療法人が、有料老人ホームの経営は定款で定めればできるんですけども、参入することについてどうかということにつきましては、高齢者福祉課長のほうからお願いいたします。

池永高齢者福祉課長　ただいま有料老人ホームを医療法人がつくる、趣旨に反しているのではないかというお話がありましたけれども、有料老人ホームにつきましては、特別養護老人ホーム等と違いまして、介護保険事業計画で市町村が定める中に、いわゆる枠として入ってございませんで、いわゆる届ければできてしまうということで、委員おっしゃるとおりいろんな業種から参入があって、それをある意味、うちの市町村ではこういう状態なので、これ以上は要らないだろうというのが話し合いの中でやっていることがございます。それは強制力はございませんで、最終的には届け出ということになってまいりますので、そういうものでございます。

毛利委員　私の言い方が反しているというのは、届け出自体は理解しているんですけど、地域で福祉関係者がどんどん在宅とか、そういうのを推進しているのに当たって、それはいかがなものかなという現場の声があるわけです。だから、それをつくるなということじゃなくて、その辺を県の担当部局としてどのように意見を収集して、そして、この調整をしていくのかなということを聞きたかったわけです。

池永高齢者福祉課長　有料老人ホームにつきましては、ある意味住まいの場の提供ということがございます。それと、今回言われておりますのは、それと一緒に通所介護だとか、訪問介護を一緒に今セットでつくって、それで、介護保険に影響するというのもございますので、そういった面から若干の、いわゆる指導でもないんですけれども、質の向上というのが問題視されておりますので、私ども県の管轄の有料老人ホームにつきましては、ことしと来年

で一巡するように、実地指導というのを行っております。

以上でございます。

末宗委員長　資料はこの場で後ほど出てくるんですね。（「はい」と言う者あり）

堤医療政策課長　先ほどお尋ねのありました在宅医療連携推進会議でございます。各医療圏域ごとに設置をいたしまして、構成メンバーは医師会から看護師、それからケアマネ、介護施設等の代表者等で構成をした会議を開催するということにしております。

以上でございます。（「目的」と言う者あり）圏域ごとに在宅医療を進めるということで、今、県下全域で在宅医療連携拠点事業をするようにしていますけども、それを進める前段として、まず医療圏域ごとにこういった会議を開催をして進めていただくということにしております。

小野委員　質問に入る前に一つ、四八ページ、部長から先ほど説明がありましたけれども、特別枠として、伊方原発事故を想定した放射能汚染量の検査体制の整備事業ということがありますけれども、これについては芽出し事業ということで、しっかりと芽をつまれないように育てていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

質問は、一一六ページの自殺予防対策事業についてであります。今から十三年前、全国で四年連続の三万人を超える自殺者が出たと。交通事故死亡者の三倍に当たるというようなことが話題になりまして、私もこの年に秋田県の取り組みを紹介しながら質問をさせていただきました。このときの財前部長から、今後、自殺減少に向けて普及活動をしっかりやっていきたい、さらには関係機関とも連携して取り組みを進めたいという力強い答弁がありまして、大分県としては、それから本格的に自殺防止対策に取り組まれたというふうに私は認識をしています。

さらに、数年後では三万四千四百二十七名という、これが一番ピークになったと思いますけども、そういった状況になってきました。その後、若干の減少はありましたけれども、連続三万人を超える状況になっていると。しかも、中高年の増というふうなことで、不況の影響が非常に強くなったと、こういうことも論じられてきました。

今も十二、三年経過した中ですけども、交通事故による死亡者の数は年々減ってきたわけですけども、なかなか自殺者の数は減らないと。既に交通事故死亡者の六・二倍に当たる数が、まだ自殺死亡者の数、数字ということでまだあるわけです。それに加えて、三・一一東日本大震災にかかわる新しい犠牲、自殺者と言ってもいいと思いますけども、そういう問題も浮上しております。そういうことを踏まえながら、今の、あるいは二〇一三年と言ってもいいですが、この全国的な、また九州レベルの、そして、大分県内における自殺者の状況、あるいはどういう取り組みをしてきたか、取り組みの成果ももちろんあると思いますけども、課題もあろうと思いますので、そういうことも含めてお願いしたいと思います。

姫野障害福祉課長　それでは、平成二十五年の全国、九州、大分県の自殺の実態と今後の対策についてお答えをいたします。

まず自殺者数でございますが、警察庁の自殺統計によりますと、平成二十五年の全国の自殺者数は二万七千二百八十三人で、前年から五百七十五人減少しております。また、九州八県の自殺者数の合計は三千二百二十八人で、前年から百四十九人減少しておりまして、いずれも平成二十二年から四年連続で減少をしております。

また、本県では平成二十五年度の自殺者数は二百七十一人と、前年から七

人減少しており、国、それから九州と同様に、平成二十二年から四年連続で減少をしているところであります。

　次に、今後の対策でございますが、主に三つの事業を実施することとしております。

　まず一つ目は、対面型相談支援事業といたしまして、法テラスと連携した多重債務、心の健康無料相談会の開催や、ハローワークでの精神保健福祉士による心の健康相談、それから、保健所におけます精神保健福祉相談などを実施することとしております。

　二つ目は、人材養成事業といたしまして、医療従事者、民生委員、介護支援専門員等を対象とした自殺対策専門研修等を実施するほか、相談機関のネットワーク会議等を開催することとしております。

　三つ目は、普及啓発事業といたしまして、自殺予防キャンペーンや市民公開セミナーを開催するほか、大学、専門学校の学生を対象にした命の大切さをテーマといたしました講演会等を実施することとしております。

　今後とも、法テラスやハローワーク、大学、専門学校、県医師会等の関係機関との連携を図りながら、自殺対策を総合的に実施し、さらなる自殺者数の減少につなげたいというふうに考えております。

　以上です。

小野委員　ありがとうございました。交通事故死亡者を減らすというときには、ことしは何人にというような数値目標を掲げたりとかいうこともやっていますけども、自殺、自死問題というのは、いろいろな要因が絡み合って発生をしているということで、そう簡単にことしは何名にしたいなんて言ってもできることではないかと思いますけども、こういう運動というのは、継続性というのが非常に大事だと思います。先ほど言いましたように、十数年前、大分県も三百十人とか三百二十人とかいうのが、今二百七十八人というような数字がありましたけども、こういうところまで来ていますから、長いスパンで見ると、それなりの実行というのはあったというふうに判断をしなければならないと思います。そういう意味で、息の長い取り組みになろうと思いますけども、しっかりと継続していかなければと思っていますし、そういう面から、補助金ということで三千七百八十万円というこの市町村への補助金の額も出ていますけども、県独自でどうしようということにほかならないわけですから、直接住民に一番近い市町村とどう連携をとって進めるかということについて、先ほどちょっと言葉もありましたけれども、具体的に県と市町村の関係というか、連携ということについてちょっと説明をいただきたい。

姫野障害福祉課長　自殺対策におけます市町村との連携ということでございますが、委員今おっしゃった中に、市町村での補助事業というのがございます。これは市町村がそれぞれの地域の実情に応じまして、創意工夫しながら自殺対策に取り組むという事業でありまして、多くの市町村におきまして、ゲートキーパーの養成事業を行っております。このゲートキーパーといいますのは、自殺のおそれがある方、ちょっと言い方はおかしいかもしれませんけど、そういう方をいち早く見つけて、気づいて、声をかけて、そして、必要な相談機関等につなぐと。そして、それから見守っていくというふうな、キーとなる、まさにゲートキーパーなんですけども、そういった人の養成、それから一般県民、それから市民に対する普及啓発事業として、いろんな相談会を開催をしたり、啓発チラシとか、そういったものを配布するといった市町村としては取り組みをしております。

　私ども自殺対策を行うに当たりまし

て、連絡協議会を持っておりまして、その中にも市町村の代表に加わっていただきまして、いろんなご意見をいただいたり、意見交換、情報交換をしているところであります。一番県民に近い立場の市町村ですので、いろんな情報等を県からも流すし、現状を市町村から教えていただくといったような、そういう情報交換も常に行っているような状況であります。

以上です。

堤委員　まず一九ページの生活保護の運営対策事業、国の保護基準の引き下げに対して不服申請が百数十件出ておりますけども、それが今現状どうなっているのかということ。二つ目は、先ほどの障がい児者の歯科診療体制整備、これは今後の見通しはもうわかりましたので、公立病院等で施設だとか、スキルの問題、いろいろあると思うんですけども、公立病院でそういう専門的な歯科診療がどうなのか、そういうのも含めて検討されているかということをお伺いいたします。

四八ページの緊急時放射線量検査体制整備事業、研修について、専門職員というお話がございました。専門家、専門的にというお話がありましたけども、具体的にどういうふうな研修をされるのか。

最後に、五三ページの後期高齢者医療等推進事業及び財政安定化基金について、保険料については来年改定をされますけども、高騰対策として、安定化基金の活用を検討されていますけども、厚労省が取り崩しが多い大分県だとか青森県など、六都県の担当者を呼んで高齢者に基金を取り崩して保険料を下げるべきでないというふうな圧力をかけたと聞いておりますけども、県としての対策は、対応はどうなるか、また今後の保険料の見通しはどうなのか、わかれば教えてください。

以上です。

後藤地域福祉推進室長　生活保護基準に係る不服申し立ての現況、状況についてお答えをいたします。

平成二十五年、昨年八月に行われました生活保護基準の見直しに対しまして、全国では一万二千九百三件、大分県内では百六十六件の審査請求が提起されております。

今回の行政不服審査の手続におきましては、審査請求をされた方々から不服の具体的な内容を直接口頭で伝えたいという、そういうご要望がございまして、審査庁といたしまして、昨年十二月から本年二月にかけまして、日田市、大分市、宇佐市、別府市の四カ所で口頭意見陳述の場を設け、お一人お一人から生活実態の訴えをお聞きしたところでございます。

請求事案につきましては、一部は裁決を終えておりますが、残りの請求事案については、現在手続を進めておりまして、今月中に裁決を行う予定でございます。

以上です。

内田健康対策課長　公立病院での歯科診療状況につきまして、お答えをいたします。

現在、県内で歯科医師が勤務する公的病院は、大分大学医学部附属病院、大分県立病院、大分赤十字病院、国東市民病院、別府医療センター、西別府病院、済生会日田病院の七施設でございます。こういった七つの施設では、地域の診療所、歯科医院さんでなかなか対応困難な、高次な歯科治療を行っていただいておりますけれども、障がい者の受け入れ状況につきましては、現在のところ、歯科医院からの紹介によって、全身麻酔下の処置などは受け入れておりますけれども、継続して行う診療の受け入れは数等の状況から困難な状況となっております。

それと、緊急時放射線量検査体制整備事業についてでございますが、この

研修は、まず一つが大分県立看護科学大学の中に放射線健康科学講座というのがございまして、これは合計で十五講座あるんですが、これを保健所職員、それから、県庁職員等が受講しまして、放射線が人体に及ぼす健康影響等について学習するものでございます。

　もう一つが、国が開催いたします原子力防災基礎研修というのがございまして、これを受講いたしまして、放射線測定器や、あるいは防護服等を用いての実習についても履修をいたします。これにつきましても、対象者は保健所職員や県庁職員ということになっております。

　以上でございます。

高窪国保医療室長　後期高齢者医療の保険料、それから、後期高齢者医療財政安定化基金についてご質問いただきましたので、お答えいたします。

　後期高齢者医療の保険料につきましては、財政運営期間の二年ごとに設定されるということになっておりまして、今回は二十六年度、二十七年度の二カ年の保険料の改定が行われております。

　今回の保険料改定に当たりましては、運営主体であります後期高齢者医療広域連合の決算剰余金の全額、約二十八億円ございました。これを保険料の増加抑制財源として参入することによりまして、保険料率の据え置き、引き上げない、引き上げを行わないということが可能になりまして、結果的に安定化基金の取り崩しは不要となったところでございます。

　この保険料率の据え置きによりまして、一人当たりの保険料額は、軽減対象の拡大もありまして、これまでの五万五千六百九十二円から五万四千七百八十円と、九百十二円下がることが見込まれております。

　それから、今後の保険料の見通しでございますが、今後、二十八年度以降の保険料の見込みにつきましては、医療費の動向等に大きく左右されることもございまして、現時点での見通しはなかなか難しいというのが実情でございます。

　安定化基金につきましては、今年度末でおよそ二十二億三千万円の基金残高が見込まれておりますが、今後も医療費の増大が見込まれることから、次期の改定時には、この保険料の増加抑制のために、この基金の活用が見込まれるところでございます。

　なお、安定化基金につきましては、法令上、保険料率の増加を抑制するため、増加の抑制を図るために交付するものとされておりまして、保険料率を下げるための活用は想定されていないという状況になっております。

　私からは以上でございます。

堤委員　まず生活保護の関係ですけども、口頭陳述を行ったということですけども、主な内容というか、どういうふうな意見があったというのか、主なものがあれば教えてください。

　それと、歯科診療の関係ですけど、継続の診療は困難というお話しですけども、実際、公立病院でそういう整備をやっていって、継続ができるような方向性をしていかないと、民間だけにそういう施設整備というか、調査をするんじゃなくて、公的な機関でも継続診療ができるような中身をやっていただきたいと。これについては考えを再度お伺いをいたします。

後藤地域福祉推進室長　口頭陳述の際に出されたご意見ということでございますが、本当に具体的な生活実態の訴えがございました。新しい服はここ何年も購入していないとか、あるいは入浴は病院に行くときしかしていないといった、そういった切実なお話を受けたところでございます。また、新しい基準ですね、国が定めました基準の定め方に対する不服といったものもその場で発言があったところでございま

す。

以上です。

内田健康対策課長　障がい児歯科診療につきまして、公的医療機関での役割といったもののご質問でございます。

この件につきましては、これまでも県歯科医師会等と公的病院、医療機関での高次医療の実施について、あるいはそういったところで治療をやるために、例えば、専門医といったようなものの確保、そういったことも含めて、今、協議を続けているところでございます。ご指摘のような役割も必要であろうと考えております。

以上でございます。

守永委員　大きくは二点なんですけども、まず予算概要の四三ページ、障がい児者歯科診療体制整備事業なんですけども、先ほど土居委員も堤委員もご質問されていたんですが、そのダブる部分は割愛しますけども、その中で、診療施設の状況の調査、把握については、過去に同じような調査はしたことがないのかということと、この調査した結果を踏まえて、障がい児者が歯科診療を受けられるように設備を拡充しようとする歯科医師に対する整備費の助成だとか、そういったものはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それと、この障がい児者歯科研修事業で、対象となる歯科医師なり、衛生士の方々が何人いらっしゃるのかというのと、来年度何人程度その中で研修を受講していただく予定なのかというのをお伺いしたいと思います。

それともう一点が、予算概要の八七ページの子育て支援対策充実事業費についてなんですが、これで、以前、予算内示のときの説明資料では、定員を六百三十二人拡大させるという説明を伺ったんですが、現在、待機児童が県下に何人ぐらい存在すると認識しているのかというのと、先ほどゼロを目指すんだという説明だったんですけども、この六百三十二人に拡大で、どの程度解消されるのか、お伺いしたいと思います。

内田健康対策課長　まず、障がい児者歯科診療体制整備事業の調査についてのお尋ねでございます。

県では、平成十九年と二十三年に、県歯科医師会に委託いたしまして、大分県歯科保健サービスマップというものをつくるために、例えば、バリアフリーの状況でありますとか、あるいは訪問歯科診療の対応、フッ化物塗布洗口への対応などとともに、障がい児者歯科診療の受け入れという、これは三択になっておりまして、受け入れが困難であるというのと、障がいの程度によっては可能であるというのと、全て可能と、こういった調査は行っております。

ただ、昨年、ちょっとそういった面では、調査の内容としては少なめの内容になっておりました。昨年八月に行いましたアンケートでは、障がい者の歯科治療を行っている歯科医院の情報が欲しいという意見も多数寄せられたことから、来年度はもう少し障がい者の歯科診療に特化したアンケート調査を行おうと考えております。障がい者のレベルに応じた受け入れの有無でありますとか、あるいは治療件数、対応できる障がいの種別、あるいは鎮静法、静脈麻酔等で治療ができるかどうか、そういったことを県歯科医師会に委託して行って、その結果をホームページ等で公表することを考えております。

また、整備に関する助成等につきましては、今後、歯科医師会と協議をしていきたいと考えております。

障がい児者歯科研修事業で、来年度何人ぐらい養成する計画かというお尋ねでございますが、これまで、県では平成二十年度から二十二年度までの三年間、歯科医師会に委託いたしまして、

障がい者歯科保健地域協力医育成事業というのを実施いたしまして、現在までのところ、県内に百八人の研修終了者がおります。来年度はこれらの歯科医師が実際に地域で治療を行うことができるように実践を取り入れた研修を実施することとしております。

以上でございます。

山口こども子育て支援課長　保育所の整備の関係についてお答えをいたします。

現在の待機児童数でございますけれども、平成二十五年十月一日現在の待機児童数は、県全体で二百十五名となっております。多くは大分市でございまして、大分市で百三十四名、その他の四市町で八十一名となっております。

この待機児童につきましては、近年増加傾向にありますため、県としては、保育所の定員増に取り組んでいるところでございますけれども、委員のご指摘にございましたとおり、二十六年度の施設整備により、六百三十二人分のニーズが満たされるということになります。

ただし、この待機児童数については、需要と供給の差が数字として出てくるということになりまして、来年度の需要がどの程度になるかといったことがまだ現時点ではわかりませんので、実際の待機児童数が何人になるかということについては、現時点ではわからないということでございます。

なお、現在、各市町村におきまして、子ども・子育て支援新制度に基づくニーズ調査を実施しております。これは平成二十七年度から五年間の事業計画を策定して、保育の必要量を明らかにして提供体制を確保するということにされておりますので、平成二十六年度中に必要な保育の量などが明らかになってくるものというふうに考えております。

守永委員　ありがとうございます。

障がい児者の歯科診療に関しては、なかなか受け入れていただけないという障がい者の方々の悩みというのもあるみたいですし、実際問題、診療報酬そのものが、単価が変わらないといった部分で、受け入れてもなかなか、言い方は悪いんですけども、経費が合わないというような部分もあるみたいですから、その観点から、施設整備を進める際には十分聞き取りをしていただいて、さまざまな問題も合わせて解決していただけるように取り組みをお願いしたいと思います。

また、子育ての待機児童の解消については、二百十五人という実態からすると、十分な定員の拡大ということになるのかなと。ただ、どの町、どの場所で不足しているかということをさらに検証していただいて、有効的に活用していただけるようにお願いしたいと思いますし、また、預けたいんだけども、いわゆる昼間働いていないもんだから、預けられないというケースもあるみたいなんですよね。その辺の判断の裁量は市町村にあるんでしょうけども、いろんな預けたいという方々の要望の状況も踏まえて、検討もお願いしたいと思います。

以上、要望です。

三浦（正）委員　私から大きく二点について伺います。

まず八七ページ、子育て支援対策充実事業費の中の保育士等処遇改善事業費補助三億五千万円ほどなんですけれども、今年度の保育士の処遇がどのように改善をされたのか。また、取り組んだ保育所の数、さらには新年度補助を今予定している保育所数の数をお示しください。また、その下の地域少子化対策強化交付金一億四千四百万円の内容も合わせてでございます。

次に、一一四ページの精神科救急医療システム整備事業の中の大分大学医学部附属病院の救命救急センターにお

ける身体合併症患者の今年度の受け入れ実績と、二点目が精神科救急医療体制の二十四時間体制に向けての病院局や精神科病院協会、大分大学医学部や家族会の皆さんと現在今どのような議論がされているのかという点を伺います。

山口こども子育て支援課長　まず一点目、保育士の処遇改善の交付金に関するお尋ねでございますけれども、この補助金でございますが、保育所に対しまして、処遇改善を図るために交付をするものでございますが、補助額につきましては、保育所に勤務する職員の平均勤続年数などをもとに算定するということになっております。実際、幾らぐらい給料がふえたのかということで、平成二十五年度分について幾つかの保育所でちょっと試算をこちらのほうでしてみたところ、一人当たり月額にして平均一万円程度の改善があるという見込みを持っております。

この処遇改善の交付金については、おおむね全ての保育所に交付をされるということで認識をしております。

それから、その後の地域少子化対策強化交付金についてでございます。この交付金につきましては、これは国のほうで少子化問題に対応するために市町村が実施する地域の実情に応じた先駆的な取り組み、少子化に対する先進的な取り組みに支援をするということで準備をされたものでございまして、一市町村当たり上限が八百万円ということになっております。したがいまして、この八百万円が十八市町村ございますので、掛け算をして一億四千四百万円ということで予算を計上しているところでございます。

以上です。

姫野障害福祉課長　まず、大分大学医学部附属病院救命救急センターの患者数についてでございますけども、精神疾患を有しします救急の身体合併患者の受け入れにつきましては、平成二十四年十月から開始をいたしました。先月までで十七カ月たったわけですけども、今年度、昨年の四月からことしの二月まで、十一カ月になりますけども、患者の受け入れ人数は百六十四名で、月平均にしますと十四・九人という状況であります。

それから、精神科救急医療体制整備に向けての県の方針ということ、それから、現在どのような協議をしているかということでありますけども、まず県の方針につきましては、本県では夜間・休日におけます自傷他害のおそれのある精神疾患患者の受け入れにつきましては、民間指定病院の協力を得て、二十四時間の体制を整備しているところであります。

また、身体合併の救急患者につきましては、先ほど報告したとおり、大分大学医学部附属病院の協力によりまして、二十四年十月から救命救急センターで受け入れを行っているところであります。

しかしながら、本県には、法に規定されました県立精神科病院がないことや、精神科救急電話相談センターの開設が二十一時までとなっていることなどから、県立精神科病院の設置や、この精神科救急電話相談センターの時間延長に向けて、大分大学医学部、それから、精神科病院協会などの関係機関と協議を行っているところであります。

協議の内容でございますけども、特に県立精神科病院につきましては、県立の病院としてどのような機能を持たせるべきなのか、それから、病院の規模をどうするか、それからスタッフの確保、医師、それから看護師、作業療法士等のスタッフの確保についてはどういうふうな方法があるのか、そういったことにつきまして、関係機関と協議を行っているところであります。

以上です。

三浦（正）委員　精神科救急医療システムというのが平成十六年からたびたび県議会のほうでも福祉保健部や病院局のほうに要望させていただいていると思いますが、ぜひ今後前向きに検討していただきたいというふうに思います。

もう一点、保育士の関係なんですけども、子育て満足度日本一を大分県は掲げていますので、まず保育士の確保や育成、養成というのは私も最も重要ではないかなというふうに思います。

先日、ある保育士の理事長さんや園長さんから、保育士の確保が難しいというお話を聞きました。例えば、大学や短大を出て保育士になったとしても、すぐ離職をされてしまったり、三年ほど働いて転職をされたり、例えば、仕事がなれたころなんですけど、転職をされたり、結婚をされたりとかで、その時期もばらばらで、なかなか求人を出しても受け手がいないという話を聞きました。まさに今、看護師の支援のように、少し離職防止の研修や、中学生や高校生を対象にした進学相談、さらには県内でも大学や短大で保育士の資格が取れますので、就学資金の貸し付け等もぜひ検討していただく必要がそろそろあるのかなと思いますけども、県の見解を伺います。

山口こども子育て支援課長　今、委員ご指摘のございましたように、保育士の確保、養成、支援ということは、県としても極めて重要な課題であると思っております。

今、待機児童解消ということで先ほどもお尋ねがございましたけれども、定員増をしておりますので、それを支えるために、まさに人材として保育士をどう確保していくかということは大変重要であるということでございます。

そのためには、まず大きく見れば保育士の待遇をよくしていくということが大事でございまして、これにつきましては、先ほど委員からもご指摘のありましたような待遇改善の交付金ということもございますし、それを超えて、全体の処遇を改善していくというのは、これは制度全体の話でもございますので、そうしたところは引き続き制度がよくなっていくように要望はしていきたいというふうに考えております。

県の取り組みといたしましては、来年度、保育士と保育所のマッチングですね、潜在保育士という方がおられます。これは保育士になったけれども、おやめになった方がおられますので、こうした方が保育所に就職したいという希望をお持ちの方と、それから、保育士を求める保育所のニーズ、これをマッチングするための保育士・保育所支援センターというものを、これを来年度設置をいたします。これを県の保育連合会に委託をして実施をする。これによりまして、お互いにマッチングをすると。あるいは、再就職を目指す保育士の方に対する再就職支援研修、こういったことも行いまして、保育士の確保を支援してまいりたいというふうに考えております。

三浦（正）委員　ぜひ新年度そういった取り組みをされると同時に、先ほど私が少し提案させていただいた分もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上、要望で終わります。

平岩委員　八一ページの児童措置費についてです。一般質問で児童養護施設について質問させていただきましたが、時間がちょっと足りなかったので、もう少しだけ詰めたいなと思っています。

三点質問いたしますが、児童養護施設、九つ県内にありますけれども、定員はどういう形で決められているのかなど、そこの基本的なことを私が知りませんでしたので、教えてください。

それから、九つの児童養護施設で全部

が、例えば、三十人が三十人入っているということはないと思うんですね。あきがなければ緊急の場合受け入れられないと思いますが、明らかに定足数に足りていない施設もあるかと思いますが、その充足率はどのくらいなのかということと、定員に足りていない施設が、どうしてそこが足りていないのか、その背景等について教えていただきたいと思います。

山口こども子育て支援課長　まず、児童養護施設の定員についてでございますけれども、児童養護施設の定員は、これは施設の設立認可の際に合わせて認可をしております。その後、変更がある場合には、これは児童福祉法施行規則の規定に基づきまして、各施設から県に届け出を行うことで随時定員を変更することが可能となっております。

この際、県といたしましては、施設の最低基準を満たしているかどうか、あるいは入所児童などの状況を勘案いたしまして、適切な定員設定となるように助言を行っているところでございます。

それから、県内の九つの児童養護施設の定員の充足率についてでございますが、平成二十六年三月一日現在、九つの児童養護施設の定員三百八十九人に対しまして、入所児童が三百五十一名、充足率が九〇・二％となっております。昨年同時期の充足率は九〇・五％でございましたので、ほぼ横ばいということで推移をしております。ただし、委員からご指摘がございましたように、これは充足率というのは施設によって多少ばらつきもございます。それが三つ目のお尋ねに関連をいたしますけれども、この児童相談所が児童養護施設に措置決定を行う際、どういうふうにしているかということですが、これは子供の住んでいる地域、あるいは兄弟児がいるかどうか、あるいは子供の発達状況とか特性、そういった子供の状況と、それから、もう一方で施設の事情ですね、施設の受け入れ態勢であるとか、自然状況、そうした施設の状況を総合的に勘案をしまして、子供にとって最善の利益が確保されるように措置を決定しているということでございます。このため、子供の状況に応じまして、一時的に施設間の充足率に偏りがあることもあるというふうに承知をしています。

また、施設側の実情といたしまして、ケア単位を小規模化して、男女ごとの定員設定をきめ細かく今行うこととしておりますので、その結果、女児が受け入れられるけれども、男児が受け入れが難しいというような、定員に余裕があっても受け入れが難しいというケースがあります。あるいは親からの虐待などによって、心理的な、あるいは精神的な課題を抱える子供、難しい子供を受け入れた場合、職員の負担を軽減する観点から、定員いっぱいまで受け入れられないというケースもあるというふうに認識をしております。

平岩委員　ありがとうございました。大舎制がまだ六割を占める中で、大分県はだんだん小舎制に力を入れていると思いますし、国の方針が、本体で三分の一、グループホームが三分の一で、それから、ファミリーホームが三分の一、将来的にやっていきたいということで、そうすると、やっぱり本体の運営が安定していなければ、里親さんも支えられないだろうなという思いがありましたので、ぜひ施設本体がきちんと運営がやっていけるようにご支援をいただきたいと思います。行政はどんな支援をしていただけますかということを聞こうと思ったんですが、そういう質問を私は一般質問でしておりましたので、恐らく同じ答弁が返ってくるのかなと思いますので、もうそれは省きますが、要望として、社会的擁護の拠点であるのが児童家庭支援センター

だと思います。今、中津と別府にあると思いますが、これが本当に虐待防止にもつながっていっているし、親を支えていく体制をつくっていくと思うんですけれど、どうしても地域に偏りがあるので、じゃ、佐伯はどうなんだ、国東はどうなんだ、日田はどうなんだと思うときに、そこをやっぱりこれから考えていくべきところで、例えば、施設が運営するグループホームを、思い切って佐伯につくるとか、そういうようなことも考えていく時期も来ているのではないかなというふうに個人的には思います。

　それから、一時保護の委託料が一日に千五百六十円で、二歳以上が一日に五千五百円だとこの前部長に言っていただきました。今のところ、見直す必要はないと言われたんですけれども、アフターケアの仕事を施設はしているというふうにも伺っています。例えば、子供がよそからそこの施設に来ているとき、その子を学校に連れていかなきゃいけない、また迎えに行かなきゃいけないというようなこともやっていますし、鳥取は一日八千円なんだそうです。だから、大分県もそういうところでまた見直しをしていただきたいと、これは要望としてお伝えします。

　それからもう一点、最後ですが、一昨日、埼玉県のほうで二歳の男の子がベビーシッターに預けられて亡くなるという事件が起きました。詳細は何もわかりませんけれども、口の周りにあざがあったということや、死後放置されていたということを考えたときに、何とも許せない事件だと思います。お母さんも、もしかしたら本当に働かなきゃ食べていけない、何とか預かるところを探しているという状況だったかもしれないと思うんです。障がいのある人とか、高齢者とか、小さい子供たちとか、本当に弱い立場の人たちが今きつい思いにさせられているなというのも感じますので、ぜひ福祉保健部で目を光らせて、こういう悪徳の業者がはびこることがないように、しっかり見守っていっていただきたいと要望しておきます。

　以上です。

馬場委員　私は一四ページの生活困窮者支援体制構築事業費についてということで、先ほど部長のご説明にもございましたが、そのことについて少し質問をしたいと思います。

　生活困窮者自立支援法ができて、その準備のために取り組まれるということで、まず一点目は、生活困窮者というのはどういう人たちを定義としてこの法律ではしているのかというところが一点と、それから二つ目は、日出町では今年度取り組んでいるのではないかなというふうに思いますが、どのような取り組みをしていくのか、それから、来年度に向けてどのような取り組みをしていこうとしているのかというところが一つです。

　それから、大きく二つ目は、一七ページの民生費についてというところで、民生費については、法律で多分規定をされていると思うんですが、民生費活動費交付金というのが一億二千九十九万八千円というふうにありますが、昨年度の民生委員の人数と、それから、活動費はどのようになっているのかということ、そして、今、地域の方に聞いたりすると、なかなか民生委員になる人がいないというようなことがあったり、それから活動費、ボランティアでしているような部分があるのではないかなというようなところ、その民生委員にかかわる課題が、どのような課題があって、その解決に向けての取り組みはどのようにされているのかというところをお伺いしたいと思います。

後藤地域福祉推進室長　まず、生活困窮者支援体制構築事業についてお答えいたします。

初めに、生活困窮者の定義でございますが、生活困窮者自立支援法の第二条におきまして、生活困窮者は現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあるものと定義されております。が、経済的困窮という表面上の問題だけに対応していても、本質的な解決にならないということが多く、また、社会的に孤立したままでは、経済的自立の維持は難しいという、そういう現状を踏まえまして、この制度では生活困窮者の自立と尊厳を確保するという、そういう法の理念にも照らした上で、入り口となる相談支援事業の対象者は、社会的孤立など複合的な課題を抱える人として、生活困窮者を幅広く受けとめることとされているところでございます。

　次に、日出町での今までの取り組みと今後の取り組みについてということでございます。

　平成二十五年の十月から、本県では日出町においてモデル事業を、日出町の社会福祉協議会に委託をして実施してきております。

　まず、ハローワーク別府や地域若者サポートステーション、青少年自立支援センター、日出町役場、県の日出福祉事務所、また、町内の社会福祉施設等、自立支援にかかわる団体、機関等で、支援体制検討協議会というものを立ち上げました。その場におきまして、有機的な連携の体制を整え、支援をしていくということとしております。

　日出町社協におきましては、相談支援窓口を開設いたしまして、町民に広報するとともに、民生委員さん等の協力も得まして、ソーシャルワーカーが訪問支援、アウトリーチを行ってきております。今現在、相談件数は七十一件となっております。そのうち、二件につきましては支援プランを作成しまして、関係機関による支援調整会議で協議の上、住宅の確保や就労の体験や就労先の確保、そういったことを実際に行ってきているところでございます。

　また、具体的な取り組みとしまして、これまでしてきた取り組みとしまして生活困窮者の支援を通じた地域づくりというものが、この制度が目指す重要な課題でもあるということから、困窮者を見逃さない、地域でのつながりを築くということができる、そういう地域づくりをしようということで、民生委員や日出町役場職員を対象とした研修なども行ってきたところでございます。

　今後の取り組みといたしましては、現在の取り組みを一つ一つ深めていくとともに、地域福祉を進める多様な活動団体とのネットワークづくりを進めるとともに、社会福祉施設等との連携、協働を進め、具体的には日常生活の自立や社会的能力の習得を支援する就労準備支援、また、生活再建に向けたきめ細かな家計相談支援などを実施していくこととしております。

　次に、民生委員費に関することでございます。

　まず、昨年度の民生委員の数と活動費についてということでございますが、民生委員の昨年度末時点で本県で活動しておられる民生委員さんは二千八百八十二名でございます。民生委員関係の交付金ということで、昨年度の決算額でございますが、民生委員の職務遂行に必要な経費を助成する民生委員・児童委員活動費交付金、また、民生委員が組織する民生委員協議会の運営に必要な経費を助成する民生委員協議会交付金、さらに、民生委員協議会会長の職務遂行に必要な経費を助成する交付金、そのほか、民生委員協議会が活動の充実を図るための研究等に必要な経費を助成する交付金などがございまして、総額で平成二十四年度は一億四千九百四十万六千円となっております。

　最後に、民生委員に係る課題という

ことでございますが、やはり担い手の不足というものが重要な課題だというふうに認識しております。その対策としましては、今年度ちょうど三年に一度の民生委員の一斉改選の年でございましたが、その際に、市町村の担当者会議を開催しまして、民生委員の推選に当たりましては、自治会に限らずに、広く福祉活動を行うボランティア団体やＮＰＯ法人、また保健医療団体等、多方面から幅広く推選を得るなど、人材の確保に努めるよう市町村へ助言を行ったところでございます。

また、民生委員さんになった方がその熱意を継続し、長く活動、活躍していただくために、民生委員の活動に必要な知識や技術の習得を目的とした研修をきめ細かに行っているところでございます。

あと、活動費についてでございますが、民生委員活動費は地方交付税措置された単価がございます。それに基づいて予算計上しておりまして、財源が限られた状況ではありますが、この単価を堅守しているというところでございます。

以上です。

馬場委員　最後に一つだけ、この生活困窮者の支援体制構築事業は、どこの市が取り組む予定になっているのか、教えていただきたい。

後藤地域福祉推進室長　今現在、臼杵市が実施し、大分県は日出町で行っております。来年度は津久見市が四月開始、六月開始が大分市と中津市の予定となっております。その他の市でもいろいろ協議等が今現在我々としているところでございます。来年度中の、年度途中から開始というところも、ほかにも検討されているところでございます。

玉田委員　通告しているのは認知症の問題ですので、よろしくお願いいたします。

三三ページの地域医療再生施設設備整備事業費、これは冒頭の部長の説明で内容がわかりましたので、これはもう事業の内容については結構です。

それから、二点目が認知症在宅ケア強化事業費について、認知症疾患医療センターと一般病院との連携についてというふうにざくっというふうなあれにしていますけれども、こういうことです。大分大学で医療機器を買って、診断をします。要は、まず一つはどのようにそこまで診断につなげていくかということですね。それが病院までいって、そこで検査できるまでにどういうふうなプロセスを踏んでいくのかということが今回のこの予算の中でどういうふうに反映されているか。医療センターに行って相談して、そこから行くケースもあるだろうし、いろんなところで見つかっていくケースもあると思いますけれども、なかなか認知症の検査というと、ちょっとハードルが高いという話もありますから、それが大学の医学部まで行って検査する体制まで、どうやってそこまでつれていくか、それが一つ。それから、結果が出た後、これをどういうふうにつなげていくかということがあるというふうに思うんですけれども、医療のサービスと介護のサービスをどうその方に融合させたり、それから、資源を分担してサポートしていくのかという、これが今回の予算の中でどういうふうに表現されているかということです。そのことについてお聞きしたいということ、それからもう一つ、認知症予防というのが最近考え方として広く普及していますけれども、この予防についてどういう事業でやっていくかということ、以上の三点ですね、認知症については。

それともう一つ、大きな二番目として、若年性認知症の方の就労支援の問題について、これについては今回の予算の中でどういうふうな考え方なのか

ということ。というのが、五二ページの就労支援を含むがん相談、がんの方の就労支援については相談の事業があっていますけれども、若年性認知症の方の件についてどのような考え方を持っているのか、以上大きく二点、よろしくお願いします。

末宗委員長　答弁は簡潔にお願いします。

池永高齢者福祉課長　ただいま認知症在宅ケア強化事業費についてご質問いただきました。

大学という専門的な医療機関にどうつなげていくかということで、よく巷間言われるのが、精神科医療機関ですね、精神科病院でもいわゆる敷居が高いと、ハードルが高いということでございますので、私どもかかりつけに対して濃厚なといいますか、国で定められた以上の研修をしまして、オレンジドクターというのを養成しております。まず入り口はそこからというふうに考えております。来年度整備しようとしております認知症疾患医療センターで、それ以上の専門性があるということで大学の医学部の、先ほどのアミロイドＰＥＴの機械を購入するというところに、検査として必要であればつないでいくという体制をとっていこうかと思っております。

医療と介護のサービスの連携ですけれども、認知症に関しては、それぞれ地域包括支援センター等が医療関係のいわゆる知識に乏しいということがございますので、そういったところだとか、通所訪問介護サービス機関ですね、事業所につきまして、職員についてそういう認知症も含めて医療的な研修を職員に対してしていきたいというふうに思っております。

それともう一つは、六九ページの、二つ目の二重丸ですけれども、一般病院についてもそういったことで、一般病院の医療職もそういう認知症の知識は乏しいということで、そういう職員に対しても研修をしていきたいというふうに思っております。

予防につきましては、ある意味、ロコモティブシンドロームというような、廃用症候群という中で、同じような手法で認知症についても効果があるということで、そちらのほうとタイアップしてやっていきたいというふうに考えております。

それと、もう一つ大きな二番目ですけれども、若年性の認知症の就労支援ということでございますけれども、若年性認知症の方の支援については、発症の年齢だとか、家族構成だとか、就労環境に考慮して、本人に合わせた支援が必要というふうに考えておりまして、そういう若年性認知症の人の家族への支援にかかわる関係団体で構成をします若年性認知症自立支援ネットワーク会議というのを設置をしまして、その中で就労支援についても検討していくこととしております。これにおきまして、就労先については、選択肢として、障がい者の就労継続支援事業所のA型とかB型とかいうのも選択肢に入ってこようかというふうに考えております。

以上でございます。

玉田委員　非常にわかりにくい質問に簡潔にお答えいただきまして、ありがとうございました。

これから大分県の認知症の予防から、それから医療に含めて、一つ大分大学医学部を中核にというか、そこと連携してこれからやっていくという方向だということで理解してよろしいんでしょうか。

池永高齢者福祉課長　大分大学医学部の松原教授、神経内科の教授でございますけれども、認知症についてしっかり取り組んでいきたいという話を聞いておりますので、どういった連携ができるのか、今後ともそういった認知

症政策推進会議というのがございますので、そういう中でも検討してまいりたいと思います。

尾島委員　一〇二ページの、今年度より新規事業であります障がい者就労環境づくり推進事業について質問をしたいと思います。

特に、最低賃金を支払う就労継続支援Ａ型の整備状況について質問したいと思います。事業所数、あるいはまた利用者の数、そして、市町村に全然ないというところもあるみたいなので、その数あたりがわかればと思います。

それから、二つ目には先ほど申しましたように、最低賃金を支払うということになりますと、やはり好条件での仕事の確保というのが課題になってくるわけで、事業所内での作業はもちろんのこと、屋外就労ですね、施設外就労とか官公需、こういったものも含めて、現在のＡ型事業所の仕事確保の状況についてわかれば教えていただきたいと思います。

それから、今回、十二月の予算要求時の資料を見ますと、今年度から始めて三年間ということで、単年度で六千万円を超える予算が計上されておりましたが、現実的には半減をされています。これは担当者の意気込みとは裏腹に、やはり事業所側のいろいろな課題があったのではないかと思うんですが、そこで今年度のＡ型事業所の新設、あるいはＢ型からＡ型へのくらがえといいますか、転換、それから、Ａ型の予算の定数の増員ということも含まれておりますので、その辺がわかれば。それから最後に、こういった事業所、大変施設設備に多額の費用が要るわけですが、事前の資料を見ますと、一件二百五十万円の二分の一だということなんですが、こういった設備の導入補助を今年度どの程度予定しているのか。

以上質問です。よろしくお願いします。

姫野障害福祉課長　それでは、まず就労継続支援Ａ型事業所の整備状況についてお答えをいたします。

平成二十六年二月一日現在ですけども、Ａ型の事業所数は県下で三十一事業所となっております。利用者数につきましては、直近のデータなんですけども、二十五年、昨年の十一月時点でありますけども、五百九十九人の利用者となっております。市町村の状況についてでございますが、Ａ型事業所があるのは九市一町、一事業所もないところが八市町村という状況になっております。

それから、最低賃金に見合う仕事量の確保の状況ということでございますが、それぞれ各事業所におきましては、最低賃金以上の賃金を払うことができるよう、工作機械の導入とか、製品の販路の拡大など、それぞれ工夫をしながら仕事量の確保に努めているところであります。

Ａ型事業所の具体的な仕事の例といたしましては、電子部品や自動車部品などの製造の下請や検査、パン、クッキー、弁当の販売、レストランでの調理とか接客、ビル、アパート、公園などの清掃など多岐にわたっております。いろいろ工夫をしておりますけども、当然委員おっしゃったような施設外就労、そういったものも取り入れてやっている事業所も多くあります。

それから、今年度のＡ型事業所の新設、それから、Ｂ型からの転換、そういった予定はということですので、今年度というか、来年度の見込みになりますけども、来年度、二十六年度中に新設や定員増が予定されているものは、まず新設が十四事業所で定員百六十人、それから、定員増が三事業所で増員が二十五人、Ｂ型からの転換が一事業所十人となっております。この数はまだ不確定な要素も多々ありますけども、合計といたしましては、十八事業所に

おいて百九十五人の定員増が見込まれているところでございます。

　今回の、この事業に伴いまして、補助をする額でございますけども、補助対象の上限が五百万円といたしまして、補助率二分の一ですので、補助額といたしましては二百五十万円が上限ということになります。これ以上の、当然Ａ型事業所としても、設備投資を行う場合があるかと思いますけども、推進をするという意味では、今回新たな事業として実施すれば、少しＡ型事業所、特に先ほど言いました八市町村には、まだＡ型事業所はありませんので、この事業を活用して、できるだけ早くＡ型事業所の設置に持っていきたいなというふうに考えております。

　以上です。

竹内委員　一六ページです。ＵＤの体験空間の設置と出前授業の実施というのがございます。これは具体的にはどのようなことをされて、それがどれぐらいの人数にどのような効果をあらわしているのか、第一点です。

　二番目は、玉田委員の質問とかぶるところがたくさんありますが、一つ絞って質問といたします。認知症の介護にかかわる問題ですが、地域包括支援センターの中に認知症の方がたくさん軽度の方が見えます。それともう一つの六九ページの地域ケア対策支援事業、これをどのように差別化しているでしょうか。まず二点お尋ねいたします。

後藤地域福祉推進室長　ユニバーサルデザイン推進事業の具体的な取り組み内容についてお答えいたします。

　この中のＵＤ体験空間の設置の内容でございますが、民間の事業者と連携、協働しまして、ＵＤを実際に知る、体験できる場所、空間を設置したいと考えております。具体的には、銀行の窓口だとか、あるいは飲食店のちょっとした空きスペース、あるいは商業施設の空間ですね、そういったところに、窓口であればＵＤの文具であったり、空きスペースであればＵＤ仕様の玩具であったり、アイデア商品、そういったものを設置しまして、そこにユニバーサルデザインとは何なのか、どういうものかということを説明するパネルを設置したいと考えております。

　それから、もう一つのＵＤ出前授業でございますが、ＵＤの出前授業そのものは今現在も実施しております。これは平成十八年度からずっと継続して実施しておりまして、車椅子ユーザーの方など、当事者の方が講師となりまして、今現在は小学校や中学校、そういった児童・生徒を対象にした出前授業を実施しているところでございますが、来年度はそれを民間の事業者にも対象を拡大するとともに、今お願いしている当事者の講師の方々をさらに拡充して、多様な当事者の方々、あるいは当事者を支援する方々に講師となっていただきまして、幅広く児童・生徒だけではなく、一般社会人に対してもＵＤの理解を深める授業を行っていきたいと考えております。

　以上です。

池永高齢者福祉課長　今後ともますます認知症の高齢者がふえていくということで、地域包括支援センターの役割は非常に大きくなってきております。国のほうでも一昨年の九月にまとめましたオレンジプラン等で地域包括支援センターの役割が増してくるということもございまして、初期集中支援チームというのを今全国でモデルケースと、モデル事業としてやっておりますけれども、これを全国の地域包括支援センターに配置したいということとか、コーディネーターを置くだとか、そういったようなこと、それとあとは地域包括支援センターにいらっしゃる職員の認知症に対する、いわゆる対応力を向上させるための研修等をやっていきたいというふうに考えております。

竹内委員　今、後藤室長の説明を聞きますと、私は何かちょっと企業がすべきことを県がやっているのではないかと思いました。ユニバーサルデザインを知らせるには、コンピューターを使ってインターネットで出して、実際の展示は企業がするということでいいのではないかというふうに思っています。それとか、イベントをするとかですね。それが一つ。

それから二つ目は、これから少子・高齢化社会になります。そうすると、子育ても医療も地域でやるという視点が非常に大事になります。医療費を下げる、介護費を下げるにはそれしかありません。そのときに、総合プランを立てることが大事です。まずは全ての国民が認知症とは何かを知るということから始まります。だから、啓発事業をまずやっていただきたい。それから、途切れのない医療から介護、軽症から重症まで、それを連鎖としてきちんと組織化する、そして、地域で介護ができるようにサポーターを養成するのではなく、私たち一人一人が介護にかかわるという視点でのプランが要るというふうに思っています。それについて課長のご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

池永高齢者福祉課長　県民の皆様が認知症について十分理解していただくというのが非常に大事だと思っておりまして、私ども今委員おっしゃったように啓発に努めておりまして、その中でも認知症サポーターということで養成をしておりまして、これは何万人単位ということで、三万何千人、ちょっと数字が後で出ますけれども、そういったような方々に認知症サポーターになっていただいて、地域で、ある意味見守っていただくということと、それと今年度からですけれども、そういう認知症の方が見える企業だとか、お店だとか、そういったところの店員さんだとか、商店主だとか、そういった方も認知症について学んでいただくということで、オレンジカンパニーという制度を始めております。つい先日、第一号が出ましたけれども、それを来年度ももっと広げてまいりたいというふうに考えております。

後藤地域福祉推進室長　竹内委員がおっしゃられることを私どもも考えております。県が例えば補助をするとか、そういう形でこの取り組みを進めるのではなくて、やはり民間の事業者の方々の主体的な取り組み、それをいかにして引き出すか、県がそういった取り組みをバックアップするかという、それが大事なことだと考えております。

今回のUD体験の空間の設置というのも、県が何か予算措置をして空間をつくるということではなくて、あくまでも事業者さんみずからの取り組み、そこは当然県として事業者さんへの働きかけは行いますけれども、実施いただくのは事業者さんですということで、この事業は整理しております。

竹内委員　次に行きます。先ほどの毛利委員の質問に関連するんですけれども、医療から介護をするのか、介護から介護をするのか、どちらも大事なんですが、そこの一つ一つのルールでやっていれば、総合的には介護が行き過ぎたり、医療が行き過ぎたり、全体、地域として望ましい形にはなりません。そのためにも、やはりきょうのいろんな問題を合わせて総合プランをつくるということが大事ではないかと思っています。そして、その総合プランから規制をかけて業者の数を適切にやっていくという案はいかがでしょうか。池永課長、お願いいたします。

池永高齢者福祉課長　プランづくりに関しましては、介護支援専門員という、いわゆるケアマネジャーがつくっておりますけれども、その中で医療のことがなかなかわからないということ

がございますので、そういった方に対して医療のいろんな基礎知識だとか、そういうものをわかっていただくような研修をしております。

そういう中で、両方がわかるようなケアマネジャーを育てまして、そういったような総合的なプラン、自立支援型のプランというのを推進してまいりたいと思います。

それと、先ほどちょっと数字が出ませんでしたけれども、認知症サポーターの数ですけれども、四万四千九百十八人ということで、昨年末、昨年の十二月三十一日現在ですけれども、四万四千九百十八人ということでございます。

以上です。

末宗委員長　以上で、事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

それでは、予定の時間を経過しておりますが、挙手をもう一度お願いします。

それでは、二名ともやりますので簡潔に、そして、答弁も簡潔に、早目にお願いします。

吉岡委員　五七ページの、不妊治療についてです。補助金の大分市に対する特定不妊治療を行った夫婦に助成する分ですが、これは大分市は中核市で、今までなかったので、今回、新規で助成するということですかね。それと、県内は全てやっていて、大分市だけやっていなかったから補助するということでしょうか。ちょっとそれを教えてください。

内田健康対策課長　不妊治療に関する助成金につきましては、これまで中核市と県とで別にやっておりましたが、来年度からは中核市分も県が受け入れて、それで補助する形をとることになります。実は来年度分がまだ（発言する者あり）そういうことであります。

河野委員　要望でございます。昨年もお願いしたんですが、この認知症の問題について、認知症サポーターが四万五千人近くいらっしゃるということなんですが、私、今ほとんど毎月四、五カ所、三十人ずつぐらい全県下歩いて、いわゆる小規模のこういった認知症に関する話をさせていただく中で、オレンジドクターであるとか、あるいは、この地域の中の認知症疾患医療センターの役割であるとか、こういった部分について説明しているんですが、残念ながら、その中に多数含まれる自治会の役員の皆さん、あるいは民生・児童委員さん、こういった方々がこういった話を聞いたことがないと言われる方ばかりであります。残念ながら、認知症のサポーターの方に行き当たったことがございません。こういったことから、やはりそういった地域の見守りであるとか、地域の個別の家庭状況に接する方々にこそ、しっかりとした研修や情報提供を行っていただきたい、これは要望です。

末宗委員長　これをもって福祉保健部関係予算に対する質疑を終わります。

以上で本委員会に付託された議案全部に対する質疑は終わりました。

――――――・・・――――――

分科会の設置及び付託

末宗委員長　お諮りいたします。本委員会に付託された議案をさらに詳細に審査するため、常任委員会単位の分科会を設置いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

末宗委員長　ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会単位の分科会を設置することに決定いたしました。

分科会の主査及び副主査には、各常任委員会の委員長及び副委員長をそれぞれ充てたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

末宗委員長　ご異議がないようであ

りますので、そのように決定いたしました。

本委員会に付託されました議案全部を、お手元に配付の付託表のとおり関係分科会に付託いたします。分科会は明二十日にお開き願います。

――――――◆・・・◆――――――

末宗委員長　以上で本日の審査日程は終わりました。次回は二十五日午前十時から、当議場で開きます。

これをもって、本日の委員会を終わります。

分科会付託表

件名		付託分科会
第一号議案	平成二十六年度大分県一般会計予算	関係分科会
第二号議案	平成二十六年度大分県公債管理特別会計予算	総務企画
第三号議案	平成二十六年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計予算	福祉保健生活環境
第四号議案	平成二十六年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算	商工労働企業
第五号議案	平成二十六年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算	〃
第六号議案	平成二十六年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算	農林水産
第七号議案	平成二十六年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
第八号議案	平成二十六年度大分県就農支援資金特別会計予算	〃
第九号議案	平成二十六年度大分県県営林事業特別会計予算	〃
第十号議案	平成二十六年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算	土木建築
第一一号議案	平成二十六年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算	土木建築
第一二号議案	平成二十六年度大分県用品調達特別会計予算	総務企画
第一三号議案	平成二十六年度大分県病院事業会計予算	福祉保健生活環境
第一四号議案	平成二十六年度大分県電気事業会計予算	商工労働企業
第一五号議案	平成二十六年度大分県工業用水道事業会計予算	〃